

1. 耐震改修促進法の概要
2. 建築物の耐震改修の促進に関する法律（促進法）
3. 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針
4. 岡山県建築物耐震対策等基本方針の概要
5. 国内で近年発生した主な地震（マグニチュード6以上）
6. 岡山市で想定される地震及びその被害
7. 岡山県の耐震化率の目標
8. 現状の耐震化率の推計方法
9. 耐震化すべき住宅戸数の推計方法
10. 特定建築物の規模要件
11. 耐震化の促進を図るための支援策
12. 岡山県 緊急輸送道路及び啓開ルート一覧図
13. ブロック塀等の安全対策が必要な避難路

1. 耐震改修促進法の概要

○促進法の概要（平成7年）

（1）特定建築物の所有者の努力

特定建築物（多数の者が利用する一定規模以上の旧耐震基準で建築された建築物）の所有者は、耐震診断を行い、必要に応じて耐震改修を行うよう努めなければならない。

（2）指導及び助言ならびに指示等の実施

所管行政庁（建築主事を置く行政庁）は、特定建築物の耐震診断、耐震改修について必要な指導及び助言ならびに指示等を行うことができる。

（3）耐震改修の計画の認定

耐震改修をしようとする者は、耐震改修の計画について所管行政庁に認定を申請することができ、所管行政庁は、当該計画が耐震関係規定またはこれに準ずる基準に適合している等の要件に該当するときは、その認定を行うことができる。

≪耐震改修の計画の認定の特例≫

計画の認定を受けることで建築基準法の緩和・特例が適用されます。

- ① 既存不適格建築物の制限の緩和
（改修による床面積増による容積率等の不適合）
- ② 耐火建築物に係る制限の緩和（柱の鋼板補強による耐火建築物の不適合）
- ③ 建築確認手続きの特例（認定により建築確認とみなす）

○促進法改正のポイント（平成18年）

（1）国民の努力義務

国民は、地震に対する安全性の確保とその向上を図るよう努めること。

（2）耐震化の計画的実施

県は耐震改修促進計画を策定し、計画的な耐震化の実施に取り組むこと。

市は区域内の建築物の耐震化の促進を図るための計画を定めるよう努めること。

（3）建築物に対する指導の強化

特定建築物となる建築物の要件・規模を拡充すること。

特定建築物の所有者等が、正当な理由もなく耐震化の指示に従わない場合は、この旨を公表することができること。

≪特定建築物≫

旧耐震基準で建築された①～③の建築物。

- ① 学校、病院、集会場、百貨店、事務所等の多数の者が利用する一定規模以上の建築物
- ② 火薬類、石油類等の危険物を一定数量以上貯蔵または処理する用途に供する建築物
- ③ 倒壊により地震時に通行を確保すべき道路を閉塞するおそれのある建築物

○促進法改正のポイント（平成 25 年）

(1) 建築物の耐震化促進のための規制強化

(現行) 特定建築物のうち特に必要なものについて耐震診断、耐震改修についての指示、指示に従わない場合はその旨の公表。

①耐震診断とその報告の義務付け、耐震診断結果の公表

<p>要緊急安全確認 大規模建築物 (法附則第3条)</p>	<p>○病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物のうち大規模なもの：平成27年末までに報告 ○一定量以上の危険物を取り扱う貯蔵場、処理場のうち大規模なもの：平成27年末までに報告</p>
<p>要安全確認計画 記載建築物 (耐震改修促進計画に位置付け) (法第7条～第13条)</p>	<p>※耐震改修促進計画に記載することができる(記載することにより効力)。 ○都道府県が指定する庁舎、避難所等の防災拠点建築物：耐震改修促進計画に定める期限までに報告 ○都道府県又は市町村が指定する緊急輸送道路等の避難路沿道建築物(通行障害既存耐震不適格建築物)：同上の期限までに報告 ※市町村も耐震改修促進計画に該当する道路を記載できる。</p>

②全ての建築物の耐震化を促進(法第16条)

○住宅や小規模建築物等についても、耐震診断及び必要に応じた耐震改修の努力義務を創設。

(2) 建築物の耐震化の円滑な促進のための措置

①耐震改修計画の認定(法第17条)

○地震に対する安全性が確保される場合は既存不適格のままでも可とする特例(建ぺい率、容積率に係る特例の追加)。

②区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定(法第25条)

○大規模な耐震改修を行おうとする場合の決議要件を緩和(区分所有法の特例：3/4→1/2)。

③耐震性に係る表示制度(任意)(法第22条)

○耐震性が確保されている旨の認定を受けた建築物について、その旨を表示。

○促進法施行令改正のポイント（平成 31 年）

【耐震診断の義務付け・結果の公表】

(1) 要安全確認計画記載建築物(耐震改修促進計画に位置づけ)

都道府県または市町村が指定する緊急輸送道路等の避難路沿道建築物に、建物に附属するブロック塀等を対象に追加

⇒災害時における建築物の倒壊による道路閉塞を防止するため

2. 建築物の耐震改修の促進に関する法律（促進法）

平成7年法律第123号

最終改正：平成30年6月27日法律第67号

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 基本方針及び都道府県耐震改修促進計画等（第4条—第6条）
- 第3章 建築物の所有者が講ずべき措置（第7条—第16条）
- 第4章 建築物の耐震改修の計画の認定（第17条—第21条）
- 第5章 建築物の地震に対する安全性に係る認定等（第22条—第24条）
- 第6章 区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定等（第25条—第27条）
- 第7章 建築物の耐震改修に係る特例（第28条—第31条）
- 第8章 耐震改修支援センター（第32条—第42条）
- 第9章 罰則（第43条—第46条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、地震による建築物の倒壊等の被害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、建築物の耐震改修の促進のための措置を講ずることにより建築物の地震に対する安全性の向上を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において「耐震診断」とは、地震に対する安全性を評価することをいう。

2 この法律において「耐震改修」とは、地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕、模様替若しくは一部の除却又は敷地の整備をすることをいう。

3 この法律において「所管行政庁」とは、建築主事を置く市町村又は特別区の区域については当該市町村又は特別区の長をいい、その他の市町村又は特別区の区域については都道府県知事をいう。ただし、建築基準法（昭和25年法律第201号）第97条の2第1項又は第97条の3第1項の規定により建築主事を置く市町村又は特別区の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。

（国、地方公共団体及び国民の努力義務）

第3条 国は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に資する技術に関する研究開発を促進するため、当該技術に関する情報の収集及び提供その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、資金の融通又はあっせん、資料の提供その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

3 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する国民の理解と協力を得るため、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に努めるものとする。

4 国民は、建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るよう努めるものとする。

第2章 基本方針及び都道府県耐震改修促進計画等

(基本方針)

第4条 国土交通大臣は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項
- 二 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項
- 三 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項
- 四 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項
- 五 次条第1項に規定する都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項

3 国土交通大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県耐震改修促進計画)

第5条 都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「都道府県耐震改修促進計画」という。）を定めるものとする。

2 都道府県耐震改修促進計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標
- 二 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項
- 三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項
- 四 建築基準法第10条第1項から第3項までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項
- 五 その他当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

3 都道府県は、次の各号に掲げる場合には、前項第2号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。

- 一 病院、官公署その他大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物で政令で定めるものであって、既存耐震不適格建築物（地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（以下「耐震関係規定」という。）に適合しない建築物で同法第3条第2項の規定の適用を受けているものをいう。以下同じ。）であるもの（その地震に対する安全性が明らかでないものとして政令で定める建築物（以下「耐震不明建築物」という。）に限る。）について、耐震診断を行わせ、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該建築物に関する事項及び当該建築物に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項
- 二 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路その他国土交通省令で定める道路（以下「建築物集合地域通過道路等」という。）に限る。）の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物（地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、

多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物（第 14 条第 3 号において「通行障害建築物」という。）であって既存耐震不適格建築物であるものをいう。以下同じ。）について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項

三 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等を除く。）の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項

四 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成 5 年法律第 52 号。以下「特定優良賃貸住宅法」という。）第 3 条第 4 号に規定する資格を有する入居者をその全部又は一部について確保することができない特定優良賃貸住宅（特定優良賃貸住宅法第 6 条に規定する特定優良賃貸住宅をいう。以下同じ。）を活用し、第 19 条に規定する計画認定建築物である住宅の耐震改修の実施に伴い仮住居を必要とする者（特定優良賃貸住宅法第 3 条第 4 号に規定する資格を有する者を除く。以下「特定入居者」という。）に対する仮住居を提供することが必要と認められる場合 特定優良賃貸住宅の特定入居者に対する賃貸に関する事項

五 前項第 1 号の目標を達成するため、当該都道府県の区域内において独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）又は地方住宅供給公社（以下「公社」という。）による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施が必要と認められる場合 機構又は公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項

- 4 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に前項第 1 号に定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、当該建築物の所有者（所有者以外に権原に基づきその建築物を使用する者があるときは、その者及び所有者）の意見を聴かなければならない。
- 5 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に第 3 項第 5 号に定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、機構又は当該公社の同意を得なければならない。
- 6 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、当該都道府県の区域内の市町村にその写しを送付しなければならない。
- 7 第 3 項から前項までの規定は、都道府県耐震改修促進計画の変更について準用する。

（市町村耐震改修促進計画）

第 6 条 市町村は、都道府県耐震改修促進計画に基づき、当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「市町村耐震改修促進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村耐震改修促進計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標
 - 二 当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項
 - 三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項
 - 四 建築基準法第 10 条第 1 項から第 3 項までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対

する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項

五 その他当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

3 市町村は、次の各号に掲げる場合には、前項第2号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。

一 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等に限る。）の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項

二 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等を除く。）の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項

4 市町村は、市町村耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、市町村耐震改修促進計画の変更について準用する。

第3章 建築物の所有者が講ずべき措置

（要安全確認計画記載建築物の所有者の耐震診断の義務）

第7条 次に掲げる建築物（以下「要安全確認計画記載建築物」という。）の所有者は、当該要安全確認計画記載建築物について、国土交通省令で定めるところにより、耐震診断を行い、その結果を、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期限までに所管行政庁に報告しなければならない。

一 第5条第3項第1号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された建築物 同号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された期限

二 その敷地が第5条第3項第2号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。） 同号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された期限

三 その敷地が前条第3項第1号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限り、前号に掲げる建築物であるものを除く。） 同項第1号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された期限

（要安全確認計画記載建築物に係る報告命令等）

第8条 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物の所有者が前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、当該所有者に対し、相当の期限を定めて、その報告を行い、又はその報告の内容を是正すべきことを命ずることができる。

2 所管行政庁は、前項の規定による命令をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

- 3 所管行政庁は、第1項の規定により報告を命じようとする場合において、過失がなく、当該報告を命ずべき者を確知することができず、かつ、これを放置することが著しく公益に反すると認められるときは、その者の負担において、耐震診断を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該報告をすべき旨及びその期限までに当該報告をしないときは、所管行政庁又はその命じた者若しくは委任した者が耐震診断を行うべき旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

(耐震診断の結果の公表)

第9条 所管行政庁は、第7条の規定による報告を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該報告の内容を公表しなければならない。前条第3項の規定により耐震診断を行い、又は行わせたときも、同様とする。

(通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断に要する費用の負担)

第10条 都道府県は、第7条第2号に掲げる建築物の所有者から申請があったときは、国土交通省令で定めるところにより、同条の規定により行われた耐震診断の実施に要する費用を負担しなければならない。

- 2 市町村は、第7条第3号に掲げる建築物の所有者から申請があったときは、国土交通省令で定めるところにより、同条の規定により行われた耐震診断の実施に要する費用を負担しなければならない。

(要安全確認計画記載建築物の所有者の耐震改修の努力)

第11条 要安全確認計画記載建築物の所有者は、耐震診断の結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該要安全確認計画記載建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

(要安全確認計画記載建築物の耐震改修に係る指導及び助言並びに指示等)

第12条 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物の耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、基本方針のうち第4条第2項第3号の技術上の指針となるべき事項（以下「技術指針事項」という。）を勘案して、要安全確認計画記載建築物の耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

- 2 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物について必要な耐震改修が行われていないと認めるときは、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、必要な指示をすることができる。
- 3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた要安全確認計画記載建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(要安全確認計画記載建築物に係る報告、検査等)

第13条 所管行政庁は、第8条第1項並びに前条第2項及び第3項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、要安全確認計画記載建築物の地震に対する安全性に係る事項（第7条の規定による報告の対象となる事項を除く。）に関し報告させ、又はその職員に、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地

若しくは要安全確認計画記載建築物の工事現場に立ち入り、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(特定既存耐震不適格建築物の所有者の努力)

第14条 次に掲げる建築物であって既存耐震不適格建築物であるもの（要安全確認計画記載建築物であるものを除く。以下「特定既存耐震不適格建築物」という。）の所有者は、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、その結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

- 一 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームその他多数の者が利用する建築物で政令で定めるものであって政令で定める規模以上のもの
- 二 火薬類、石油類その他政令で定める危険物であって政令で定める数量以上のものの貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物
- 三 その敷地が第5条第3項第2号若しくは第3号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路又は第6条第3項の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害建築物

(特定既存耐震不適格建築物に係る指導及び助言並びに指示等)

第15条 所管行政庁は、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

2 所管行政庁は、次に掲げる特定既存耐震不適格建築物（第1号から第3号までに掲げる特定既存耐震不適格建築物にあつては、地震に対する安全性の向上を図ることが特に必要なものとして政令で定めるものであって政令で定める規模以上のものに限る。）について必要な耐震診断又は耐震改修が行われていないと認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、必要な指示をすることができる。

- 一 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物
- 二 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する特定既存耐震不適格建築物
- 三 前条第2号に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物
- 四 前条第3号に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物

3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた特定既存耐震不適格建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

4 所管行政庁は、前二項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定既

存耐震不適格建築物の所有者に対し、特定既存耐震不適格建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、特定既存耐震不適格建築物、特定既存耐震不適格建築物の敷地若しくは特定既存耐震不適格建築物の工事現場に立ち入り、特定既存耐震不適格建築物、特定既存耐震不適格建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。

5 第13条第1項ただし書、第2項及び第3項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

(一定の既存耐震不適格建築物の所有者の努力等)

第16条 要安全確認計画記載建築物及び特定既存耐震不適格建築物以外の既存耐震不適格建築物の所有者は、当該既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、必要に応じ、当該既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

2 所管行政庁は、前項の既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、当該既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

第4章 建築物の耐震改修の計画の認定

(計画の認定)

第17条 建築物の耐震改修をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、建築物の耐震改修の計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。

2 前項の計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 建築物の位置
- 二 建築物の階数、延べ面積、構造方法及び用途
- 三 建築物の耐震改修の事業の内容
- 四 建築物の耐震改修の事業に関する資金計画
- 五 その他国土交通省令で定める事項

3 所管行政庁は、第1項の申請があった場合において、建築物の耐震改修の計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その旨の認定（以下この章において「計画の認定」という。）をすることができる。

- 一 建築物の耐震改修の事業の内容が耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していること。
- 二 前項第4号の資金計画が建築物の耐震改修の事業を確実に遂行するため適切なものであること。
- 三 第1項の申請に係る建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定及び耐震関係規定以外の建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合せず、かつ、同法第3条第2項の規定の適用を受けているものである場合において、当該建築物又は建築物の部分の増築、改築、大規模の修繕（同法第2条第14号に規定する大規模の修繕をいう。）又は大規模の模様替（同条第15号に規定する大規模の模様替をいう。）をしようとするものであり、かつ、当該工事後も、引き続き、当該建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定以外の同法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しないこととなるものであるときは、前二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。

イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事後も、引き続き、当該建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定以外の建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。

ロ 工事の計画（二以上の工事に分けて耐震改修の工事を行う場合にあつては、それぞれの工事の計画。第 5 号ロ及び第 6 号ロにおいて同じ。）に係る建築物及び建築物の敷地について、交通上の支障の度、安全上、防火上及び避難上の危険の度並びに衛生上及び市街地の環境の保全上の有害の度が高くなるものではないものであること。

四 第 1 項の申請に係る建築物が既存耐震不適格建築物である耐火建築物（建築基準法第 2 条第 9 号の 2 に規定する耐火建築物をいう。）である場合において、当該建築物について柱若しくは壁を設け、又は柱若しくははりの模様替をすることにより当該建築物が同法第 27 条第 2 項の規定に適合しないこととなるものであるときは、第 1 号及び第 2 号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。

イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事により、当該建築物が建築基準法第 27 条第 2 項の規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。

ロ 次に掲げる基準に適合し、防火上及び避難上支障がないと認められるものであること。

(1) 工事の計画に係る柱、壁又ははりの構造が国土交通省令で定める防火上の基準に適合していること。

(2) 工事の計画に係る柱、壁又ははりに係る火災が発生した場合の通報の方法が国土交通省令で定める防火上の基準に適合していること。

五 第 1 項の申請に係る建築物が既存耐震不適格建築物である場合において、当該建築物について増築をすることにより当該建築物が建築物の容積率（延べ面積の敷地面積に対する割合をいう。）に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（イ及び第 8 項において「容積率関係規定」という。）に適合しないこととなるものであるときは、第 1 号及び第 2 号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。

イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事により、当該建築物が容積率関係規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。

ロ 工事の計画に係る建築物について、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められるものであること。

六 第 1 項の申請に係る建築物が既存耐震不適格建築物である場合において、当該建築物について増築をすることにより当該建築物が建築物の建蔽率（建築面積の敷地面積に対する割合をいう。）に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（イ及び第 9 項において「建蔽率関係規定」という。）に適合しないこととなるものであるときは、第 1 号及び第 2 号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。

イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事により、当該建築物が建蔽率関係規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。

ロ 工事の計画に係る建築物について、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めら

れるものであること。

- 4 第1項の申請に係る建築物の耐震改修の計画が建築基準法第6条第1項の規定による確認又は同法第18条第2項の規定による通知を要するものである場合において、計画の認定をしようとするときは、所管行政庁は、あらかじめ、建築主事の同意を得なければならない。
- 5 建築基準法第93条の規定は所管行政庁が同法第6条第1項の規定による確認又は同法第18条第2項の規定による通知を要する建築物の耐震改修の計画について計画の認定をしようとする場合について、同法第93条の2の規定は所管行政庁が同法第6条第1項の規定による確認を要する建築物の耐震改修の計画について計画の認定をしようとする場合について準用する。
- 6 所管行政庁が計画の認定をしたときは、次に掲げる建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分（以下この項において「建築物等」という。）については、建築基準法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、同条第2項の規定を適用する。
 - 一 耐震関係規定に適合せず、かつ、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けている建築物等であって、第3項第1号の国土交通大臣が定める基準に適合しているものとして計画の認定を受けたもの
 - 二 計画の認定に係る第3項第3号の建築物等
- 7 所管行政庁が計画の認定をしたときは、計画の認定に係る第3項第4号の建築物については、建築基準法第27条第2項の規定は、適用しない。
- 8 所管行政庁が計画の認定をしたときは、計画の認定に係る第3項第5号の建築物については、容積率関係規定は、適用しない。
- 9 所管行政庁が計画の認定をしたときは、計画の認定に係る第3項第6号の建築物については、遮蔽率関係規定は、適用しない。
- 10 第1項の申請に係る建築物の耐震改修の計画が建築基準法第6条第1項の規定による確認又は同法第18条第2項の規定による通知を要するものである場合において、所管行政庁が計画の認定をしたときは、同法第6条第1項又は第18条第3項の規定による確認済証の交付があったものとみなす。この場合において、所管行政庁は、その旨を建築主事に通知するものとする。

(計画の変更)

- 第18条 計画の認定を受けた者（第28条第1項及び第3項を除き、以下「認定事業者」という。）は、当該計画の認定を受けた計画の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、所管行政庁の認定を受けなければならない。
- 2 前条の規定は、前項の場合について準用する。

(計画認定建築物に係る報告の徴収)

- 第19条 所管行政庁は、認定事業者に対し、計画の認定を受けた計画（前条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。次条において同じ。）に係る建築物（以下「計画認定建築物」という。）の耐震改修の状況について報告を求めることができる。

(改善命令)

- 第20条 所管行政庁は、認定事業者が計画の認定を受けた計画に従って計画認定建築物の耐震改修を行っていないと認めるときは、当該認定事業者に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な

措置をとるべきことを命ずることができる。

(計画の認定の取消し)

第 21 条 所管行政庁は、認定事業者が前条の規定による処分に違反したときは、計画の認定を取り消すことができる。

第 5 章 建築物の地震に対する安全性に係る認定等

(建築物の地震に対する安全性に係る認定)

第 22 条 建築物の所有者は、国土交通省令で定めるところにより、所管行政庁に対し、当該建築物について地震に対する安全性に係る基準に適合している旨の認定を申請することができる。

2 所管行政庁は、前項の申請があった場合において、当該申請に係る建築物が耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していると認めるときは、その旨の認定をすることができる。

3 前項の認定を受けた者は、同項の認定を受けた建築物（以下「基準適合認定建築物」という。）、その敷地又はその利用に関する広告その他の国土交通省令で定めるもの（次項において「広告等」という。）に、国土交通省令で定めるところにより、当該基準適合認定建築物が前項の認定を受けている旨の表示を付することができる。

4 何人も、前項の規定による場合を除くほか、建築物、その敷地又はその利用に関する広告等に、同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(基準適合認定建築物に係る認定の取消し)

第 23 条 所管行政庁は、基準適合認定建築物が前条第 2 項の基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の認定を取り消すことができる。

(基準適合認定建築物に係る報告、検査等)

第 24 条 所管行政庁は、前条の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、第 22 条第 2 項の認定を受けた者に対し、基準適合認定建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、基準適合認定建築物、基準適合認定建築物の敷地若しくは基準適合認定建築物の工事現場に立ち入り、基準適合認定建築物、基準適合認定建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。

2 第 13 条第 1 項ただし書、第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第 6 章 区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定等

(区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定)

第 25 条 耐震診断が行われた区分所有建築物（二以上の区分所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和 37 年法律第 69 号）第 2 条第 2 項に規定する区分所有者をいう。以下同じ。）が存する建築物をいう。以下同じ。）の管理者等（同法第 25 条第 1 項の規定により選任された管理者（管理者がないときは、同法第 34 条の規定による集会において指定された区分所有者）又は同法第 49 条第 1 項の規定により置かれた理事をいう。）は、国土交通省令で定めるところにより、所管行政庁に対

- し、当該区分所有建築物について耐震改修を行う必要がある旨の認定を申請することができる。
- 2 所管行政庁は、前項の申請があった場合において、当該申請に係る区分所有建築物が地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していないと認めるときは、その旨の認定をすることができる。
 - 3 前項の認定を受けた区分所有建築物（以下「要耐震改修認定建築物」という。）の耐震改修が建物の区分所有等に関する法律第 17 条第 1 項に規定する共用部分の変更に該当する場合における同項の規定の適用については、同項中「区分所有者及び議決権の各四分の三以上の多数による集会の決議」とあるのは「集会の決議」とし、同項ただし書の規定は、適用しない。

（要耐震改修認定建築物の区分所有者の耐震改修の努力）

第 26 条 要耐震改修認定建築物の区分所有者は、当該要耐震改修認定建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

（要耐震改修認定建築物の耐震改修に係る指導及び助言並びに指示等）

- 第 27 条 所管行政庁は、要耐震改修認定建築物の区分所有者に対し、技術指針事項を勘案して、要耐震改修認定建築物の耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。
- 2 所管行政庁は、要耐震改修認定建築物について必要な耐震改修が行われていないと認めるときは、要耐震改修認定建築物の区分所有者に対し、技術指針事項を勘案して、必要な指示をすることができる。
 - 3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた要耐震改修認定建築物の区分所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
 - 4 所管行政庁は、前二項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、要耐震改修認定建築物の区分所有者に対し、要耐震改修認定建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、要耐震改修認定建築物、要耐震改修認定建築物の敷地若しくは要耐震改修認定建築物の工事現場に立ち入り、要耐震改修認定建築物、要耐震改修認定建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。
 - 5 第 13 条第 1 項ただし書、第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第 7 章 建築物の耐震改修に係る特例

（特定優良賃貸住宅の入居者の資格に係る認定の基準の特例）

- 第 28 条 第 5 条第 3 項第 4 号の規定により都道府県耐震改修促進計画に特定優良賃貸住宅の特定入居者に対する賃貸に関する事項を記載した都道府県の区域内において、特定優良賃貸住宅法第 5 条第 1 項に規定する認定事業者は、特定優良賃貸住宅の全部又は一部について特定優良賃貸住宅法第 3 条第 4 号に規定する資格を有する入居者を国土交通省令で定める期間以上確保することができないときは、特定優良賃貸住宅法の規定にかかわらず、都道府県知事（市の区域内にあっては、当該市の長。第 3 項において同じ。）の承認を受けて、その全部又は一部を特定入居者に賃貸することができる。
- 2 前項の規定により特定優良賃貸住宅の全部又は一部を賃貸する場合においては、当該賃貸借を、借地借家法（平成 3 年法律第 90 号）第 38 条第 1 項の規定による建物の賃貸借（国土交通省令で定

める期間を上回らない期間を定めたものに限る。) としなければならない。

- 3 特定優良賃貸住宅法第5条第1項に規定する認定事業者が第1項の規定による都道府県知事の承認を受けた場合における特定優良賃貸住宅法第11条第1項の規定の適用については、同項中「処分」とあるのは、「処分又は建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第28条第2項の規定」とする。

(機構の業務の特例)

第29条 第5条第3項第5号の規定により都道府県耐震改修促進計画に機構による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項を記載した都道府県の区域内において、機構は、独立行政法人都市再生機構法（平成15年法律第100号）第11条に規定する業務のほか、委託に基づき、政令で定める建築物（同条第3項第2号の住宅又は同項第4号の施設であるものに限る。）の耐震診断及び耐震改修の業務を行うことができる。

(公社の業務の特例)

第30条 第5条第3項第5号の規定により都道府県耐震改修促進計画に公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項を記載した都道府県の区域内において、公社は、地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）第21条に規定する業務のほか、委託により、住宅の耐震診断及び耐震改修並びに市街地において自ら又は委託により行った住宅の建設と一体として建設した商店、事務所等の用に供する建築物及び集団住宅の存する団地の居住者の利便に供する建築物の耐震診断及び耐震改修の業務を行うことができる。

- 2 前項の規定により公社の業務が行われる場合には、地方住宅供給公社法第49条第3号中「第21条に規定する業務」とあるのは、「第21条に規定する業務及び建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第30条第1項に規定する業務」とする。

(独立行政法人住宅金融支援機構の資金の貸付けについての配慮)

第31条 独立行政法人住宅金融支援機構は、法令及びその事業計画の範囲内において、計画認定建築物である住宅の耐震改修が円滑に行われるよう、必要な資金の貸付けについて配慮するものとする。

第8章 耐震改修支援センター

(耐震改修支援センター)

第32条 国土交通大臣は、建築物の耐震診断及び耐震改修の実施を支援することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人その他営利を目的としない法人であつて、第34条に規定する業務（以下「支援業務」という。）に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、耐震改修支援センター（以下「センター」という。）として指定することができる。

- 一 職員、支援業務の実施の方法その他の事項についての支援業務の実施に関する計画が、支援業務の適確な実施のために適切なものであること。
- 二 前号の支援業務の実施に関する計画を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。
- 三 役員又は職員の構成が、支援業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 四 支援業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって支援業務の公正な実

施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

五 前各号に定めるもののほか、支援業務を公正かつ適確に行うことができるものであること。

(指定の公示等)

第 33 条 国土交通大臣は、前条の規定による指定（以下単に「指定」という。）をしたときは、センターの名称及び住所並びに支援業務を行う事務所の所在地を公示しなければならない。

2 センターは、その名称若しくは住所又は支援業務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の 2 週間前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

3 国土交通大臣は、前項の規定による届出があったときは、その旨を公示しなければならない。

(業務)

第 34 条 センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

一 認定事業者が行う計画認定建築物である要安全確認計画記載建築物及び特定既存耐震不適格建築物の耐震改修に必要な資金の貸付けを行った国土交通省令で定める金融機関の要請に基づき、当該貸付けに係る債務の保証をすること。

二 建築物の耐震診断及び耐震改修に関する情報及び資料の収集、整理及び提供を行うこと。

三 建築物の耐震診断及び耐震改修に関する調査及び研究を行うこと。

四 前三号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(業務の委託)

第 35 条 センターは、国土交通大臣の認可を受けて、前条第 1 号に掲げる業務（以下「債務保証業務」という。）のうち債務の保証の決定以外の業務の全部又は一部を金融機関その他の者に委託することができる。

2 金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、前項の規定による委託を受け、当該業務を行うことができる。

(債務保証業務規程)

第 36 条 センターは、債務保証業務に関する規程（以下「債務保証業務規程」という。）を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 債務保証業務規程で定めるべき事項は、国土交通省令で定める。

3 国土交通大臣は、第 1 項の認可をした債務保証業務規程が債務保証業務の公正かつ適確な実施上不適当となったと認めるときは、その債務保証業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(事業計画等)

第 37 条 センターは、毎事業年度、国土交通省令で定めるところにより、支援業務に係る事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に（指定を受けた日の属する事業年度にあっては、その指定を受けた後遅滞なく）、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 センターは、毎事業年度、国土交通省令で定めるところにより、支援業務に係る事業報告書及び収支決算書を作成し、当該事業年度経過後 3 月以内に、国土交通大臣に提出しなければならない。

(区分経理)

第 38 条 センターは、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる業務ごとに経理を区分して整理しなければならない。

- 一 債務保証業務及びこれに附帯する業務
- 二 第 34 条第 2 号及び第 3 号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務

(帳簿の備付け等)

第 39 条 センターは、国土交通省令で定めるところにより、支援業務に関する事項で国土交通省令で定めるものを記載した帳簿を備え付け、これを保存しなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、センターは、国土交通省令で定めるところにより、支援業務に関する書類で国土交通省令で定めるものを保存しなければならない。

(監督命令)

第 40 条 国土交通大臣は、支援業務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、センターに対し、支援業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(センターに係る報告、検査等)

第 41 条 国土交通大臣は、支援業務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、センターに対し支援業務若しくは資産の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、センターの事務所に立ち入り、支援業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 3 第 1 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(指定の取消し等)

第 42 条 国土交通大臣は、センターが次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができる。

- 一 第 33 条第 2 項又は第 37 条から第 39 条までの規定のいずれかに違反したとき。
- 二 第 36 条第 1 項の認可を受けた債務保証業務規程によらないで債務保証業務を行ったとき。
- 三 第 36 条第 3 項又は第 40 条の規定による命令に違反したとき。
- 四 第 32 条各号に掲げる基準に適合していないと認めるとき。
- 五 センター又はその役員が、支援業務に関し著しく不適當な行為をしたとき。
- 六 不正な手段により指定を受けたとき。

- 2 国土交通大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

第 9 章 罰則

第 43 条 第 8 条第 1 項の規定による命令に違反した者は、100 万円以下の罰金に処する。

第 44 条 第 13 条第 1 項、第 15 条第 4 項又は第 27 条第 4 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、50 万円以下の罰金に処する。

第 45 条 次の各号のいずれかに該当する者は、30 万円以下の罰金に処する。

- 一 第 19 条、第 24 条第 1 項又は第 41 条第 1 項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 二 第 22 条第 4 項の規定に違反して、表示を付した者
- 三 第 24 条第 1 項又は第 41 条第 1 項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
- 四 第 39 条第 1 項の規定に違反して、帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者
- 五 第 39 条第 2 項の規定に違反した者
- 六 第 41 条第 1 項の規定による質問に対して答弁せず、又は虚偽の答弁をした者

第 46 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の刑を科する。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この法律は、公布の日から起算して 3 月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(機構の業務の特例に係る委託契約を締結する期限)

第 2 条 第 29 条の規定により機構が委託に基づき行う業務は、当該委託に係る契約が平成 27 年 12 月 31 日までに締結される場合に限り行うことができる。

(要緊急安全確認大規模建築物の所有者の義務等)

第 3 条 次に掲げる既存耐震不適格建築物であつて、その地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模なものとして政令で定めるもの（要安全確認計画記載建築物であつて当該要安全確認計画記載建築物に係る第 7 条各号に定める期限が平成 27 年 12 月 30 日以前であるものを除く。以下この条において「要緊急安全確認大規模建築物」という。）の所有者は、当該要緊急安全確認大規模建築物について、国土交通省令で定めるところにより、耐震診断を行い、その結果を同月 31 日までに所管行政庁に報告しなければならない。

- 一 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する既存耐震不適格建築物
- 二 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する既存耐震不適格建築物
- 三 第 14 条第 2 号に掲げる建築物である既存耐震不適格建築物

2 第 7 条から第 13 条までの規定は要安全確認計画記載建築物である要緊急安全確認大規模建築物であるものについて、第 14 条及び第 15 条の規定は要緊急安全確認大規模建築物については、適用

しない。

- 3 第8条、第9条及び第11条から第13条までの規定は、要緊急安全確認大規模建築物について準用する。この場合において、第8条第1項中「前条」とあり、並びに第9条及び第13条第1項中「第7条」とあるのは「附則第3条第1項」と、第9条中「前条第3項」とあるのは「同条第3項において準用する前条第3項」と、第13条第1項中「第8条第1項」とあるのは「附則第3条第3項において準用する第8条第1項」と読み替えるものとする。
- 4 前項において準用する第8条第1項の規定による命令に違反した者は、100万円以下の罰金に処する。
- 5 第3項において準用する第13条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、50万円以下の罰金に処する。
- 6 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても当該各項の刑を科する。

附 則（平成8年3月31日法律第21号）

（施行期日）

- 1 この法律は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成9年3月31日法律第26号）

（施行期日）

- 1 この法律は、平成9年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 住宅金融公庫の貸付金の利率及び償還期間に関しては、第1条の規定による改正後の住宅金融公庫法第21条第1項の表一の項及び四の項から六の項まで、第3条の規定による改正後の北海道防寒住宅建設等促進法第8条第2項の表一の項並びに第8条の2第2項の表二の項及び三の項並びに第4条の規定による改正後の建築物の耐震改修の促進に関する法律第10条の規定は、住宅金融公庫が平成9年4月1日以後に資金の貸付けの申込みを受理したものから適用するものとし、住宅金融公庫が同日前に資金の貸付けの申込みを受理したものについては、なお従前の例による。
- 4 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成11年12月22日法律第160号）

（施行期日）

第1条 この法律（第2条及び第3条を除く。）は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第995条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第1305条、第1306条、第1324条第2項、第1326条第2項及び第1344条の規定 公布の日

附 則（平成17年7月6日法律第82号）

(施行期日)

第1条 この法律は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年11月7日法律第120号)

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(処分、手続等に関する経過措置)

第2条 この法律による改正前の建築物の耐震改修の促進に関する法律(次項において「旧法」という。)の規定によってした処分、手続その他の行為であって、この法律による改正後の建築物の耐震改修の促進に関する法律(以下「新法」という。)の規定に相当の規定があるものは、これらの規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。

2 新法第8条及び第9条の規定は、この法律の施行後に新法第8条第1項又は第9条第1項の規定により申請があった認定の手続について適用し、この法律の施行前に旧法第5条第1項又は第6条第1項の規定により申請があった認定の手続については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第3条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第4条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第5条 政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、新法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (平成18年6月2日法律第50号)

この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。

附 則 (平成23年6月24日法律第74号)

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して20日を経過した日から施行する。

附 則 (平成23年8月30日法律第105号)

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第81条 この法律(附則第1条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)

の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第 82 条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（平成 25 年 5 月 29 日法律第 20 号）

(施行期日)

第 1 条 この法律は、公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(処分、手続等に関する経過措置)

第 2 条 この法律による改正前の建築物の耐震改修の促進に関する法律の規定によってした処分、手続その他の行為であって、この法律による改正後の建築物の耐震改修の促進に関する法律（附則第 4 条において「新法」という。）の規定に相当の規定があるものは、これらの規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。

(政令への委任)

第 3 条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第 4 条 政府は、この法律の施行後 5 年を経過した場合において、新法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則（平成 26 年 6 月 4 日法律第 54 号）

(施行期日)

第 1 条 この法律は、公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成 30 年 6 月 27 日法律第 67 号）

(施行期日)

第 1 条 この法律は、公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第 4 条の規定 公布の日

二 第 1 条の規定並びに次条並びに附則第 3 条、第 9 条及び第 15 条（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）第 24 条の改正規定に限る。）の規定 公布の日から起算して 3 月を超えない範囲内において政令で定める日

(経過措置)

第2条 第1条の規定の施行の際現に存する同条の規定による改正前の建築基準法(次項において「旧法」という。)第42条第1項第3号に掲げる道に該当するものは、第1条の規定による改正後の建築基準法(次項において「新法」という。)第42条第1項第3号に掲げる道に該当するものとみなす。

2 第1条の規定の施行の際現に存する旧法第42条第2項に規定する道に該当するものは、新法第42条第2項に規定する道に該当するものとみなす。

(罰則に関する経過措置)

第3条 この法律(附則第1条第2号に掲げる規定については、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第4条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

第5条 政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律による改正後の建築基準法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部改正)

第10条 建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)の一部を次のように改正する。

第17条第3項第4号中「、第61条又は第62条第1項」を削り、同項第6号中「の建ぺい率」を「の建蔽率」に、「建ぺい率関係規定」を「建蔽率関係規定」に改め、同号イ中「建ぺい率関係規定」を「建蔽率関係規定」に改め、同条第7項中「、第61条又は第62条第1項」を削り、同条第9項中「建ぺい率関係規定」を「建蔽率関係規定」に改める。

3. 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針

(1) 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項

- 住宅・建築物の所有者等が、自らの問題・地域の問題として意識的に取り組む。国・地方公共団体は所有者等の取組みをできる限り支援する。
- 公共建築物については、災害時の機能確保の観点からも耐震化を推進する。
- 所管行政庁は、法に基づく指導等の措置を適切に実施する。
(耐震診断義務付け対象建築物、指示対象建築物、指導・助言対象建築物)
- 計画の認定を適切かつ速やかに実施し、耐震改修を促進する。
- 耐震診断、耐震改修に係る助成措置の整備、耐震改修促進税制の普及に努める。
- 相談体制や情報提供の充実を図る。
- 専門家・事業者の育成等を進めるとともに、地域における取組みを推進する。
- ブロック塀の倒壊、窓ガラス等の落下、エレベーター内の閉じ込め等の対策を促進する。

(2) 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項

- 住宅及び特定建築物の耐震化率を平成 27 年までに 9 割以上にする。
- 住宅は平成 32 年までに少なくとも 95%にし、平成 37 年までに耐震性が不十分な住宅を、同年を目途に耐震性が不十分な耐震診断義務付け対象建築物を、それぞれ概ね解消する。
- 平成 25～32 年の間に、住宅は約 650 万戸、多数の者が利用する建築物は約 4 万棟の耐震診断を実施する。

(3) 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項

- 建築物の耐震診断・改修のための技術指針を提示する。

(4) 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項

- 地震防災マップ等を活用した情報提供、町内会等を通じた啓発・普及等を推進する。

(5) 都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項

- 都道府県は耐震改修促進計画を耐震改修促進法施行令の平成 30 年改正後に速やかに改定する。
- 建築物の用途ごとに耐震化の目標を定め、一定期間ごとに検証する。特に学校、病院、庁舎等の公共建築物については、関係部局と協力し、耐震診断の速やかな実施及び結果の公表をするとともに耐震化の目標を設定する。
- 緊急輸送道路等を沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路として記載する。
- 所有者等に対する助成制度、地震防災マップの公表、相談窓口の設置、パンフレットの配布、情報提供、講習会の開催、啓発・普及、町内会等の取組み支援等を記載する。
- 市町村における耐震改修促進計画の策定内容については都道府県に準ずる。

建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針

平成 18 年 1 月 26 日 国土交通省告示第 184 号

最終改正 平成 30 年 12 月 21 日 国土交通省告示第 1381 号

平成七年一月の阪神・淡路大震災では、地震により六千四百三十四人の尊い命が奪われた。

このうち地震による直接的な死者数は五千五百二人であり、さらにこの約九割の四千八百三十一人が住宅・建築物の倒壊等によるものであった。この教訓を踏まえて、建築物の耐震改修の促進に関す

る法律（以下「法」という。）が制定された。

しかし近年、平成十六年十月の新潟県中越地震、平成十七年三月の福岡県西方沖地震、平成二十年六月の岩手・宮城県内陸地震、平成二十八年四月の熊本地震、平成三十年九月の北海道胆振東部地震など大地震が頻発しており、特に平成二十三年三月に発生した東日本大震災は、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波により、一度の災害で戦後最大の人命が失われるなど、甚大な被害をもたらした。また、東日本大震災においては、津波による沿岸部の建築物の被害が圧倒的であったが、内陸市町村においても建築物に大きな被害が発生した。さらに、平成三十年六月の大阪府北部を震源とする地震においては堺に被害が発生した。このように、我が国において、大地震はいつでもどこで発生してもおかしくない状況にあるとの認識が広がっている。また、南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震及び首都直下地震については、発生の切迫性が指摘され、ひとたび地震が発生すると被害は甚大なものと想定されており、特に、南海トラフ巨大地震については、東日本大震災を上回る被害が想定されている。

建築物の耐震改修については、建築物の耐震化緊急対策方針（平成十七年九月中央防災会議決定）において、全国的に取り組むべき「社会全体の国家的な緊急課題」とされるとともに、南海トラフ地震防災対策推進基本計画（平成二十六年三月中央防災会議決定）において、十年後に死者数を概ね八割、建築物の全壊棟数を概ね五割、被害想定から減少させるという目標の達成のため、重点的に取り組むべきものとして位置づけられているところである。また、首都直下地震緊急対策推進基本計画（平成二十七年三月閣議決定）においては、十年後に死者数及び建築物の全壊棟数を被害想定から半減させるという目標の達成のため、あらゆる対策の大前提として強力に推進すべきものとして位置づけられているところである。特に切迫性の高い地震については発生までの時間が限られていることから、効果的かつ効率的に建築物の耐震改修等を実施することが求められている。

この告示は、このような認識の下に、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、基本的な方針を定めるものである。

一 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項

1 国、地方公共団体、所有者等の役割分担

住宅・建築物の耐震化の促進のためには、まず、住宅・建築物の所有者等が、地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠である。国及び地方公共団体は、こうした所有者等の取組をできる限り支援するという観点から、所有者等にとって耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築など必要な施策を講じ、耐震改修の実施の阻害要因となっている課題を解決していくべきである。

2 公共建築物の耐震化の促進

公共建築物については、災害時には学校は避難場所等として活用され、病院では災害による負傷者の治療が、国及び地方公共団体の庁舎では被害情報収集や災害対策指示が行われるなど、多くの公共建築物が応急活動の拠点として活用される。このため、平常時の利用者の安全確保だけでなく、災害時の拠点施設としての機能確保の観点からも公共建築物の耐震性確保が求められるとの認識のもと、強力に公共建築物の耐震化の促進に取り組むべきである。具体的には、国及び地方公共団体は、各施設の耐震診断を速やかに行い、耐震性に係るリストを作成及び公表するとともに、整備目標及び整備プログラムの策定等を行い、計画的かつ重点的な耐震化の促進に積極的に取り組むべきである。

また、公共建築物について、法第 22 条第 3 項の規定に基づく表示を積極的に活用すべきで

ある。

3 法に基づく指導等の実施

所管行政庁は、法に基づく指導等を次のイからハまでに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該イからハまでに定める措置を適切に実施すべきである。

イ 耐震診断義務付け対象建築物

法第 7 条に規定する要安全確認計画記載建築物及び法附則第 3 条第 1 項に規定する要緊急安全確認大規模建築物（以下「耐震診断義務付け対象建築物」という。）については、所管行政庁は、その所有者に対して、所有する建築物が耐震診断の実施及び耐震診断の結果の報告義務の対象建築物となっている旨の十分な周知を行い、その確実な実施を図るべきである。また、期限までに耐震診断の結果を報告しない所有者に対しては、個別の通知等を行うことにより、耐震診断結果の報告をするように促し、それでもなお報告しない場合にあっては、法第 8 条第 1 項（法附則第 3 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、当該所有者に対し、相当の期限を定めて、耐震診断の結果の報告を行うべきことを命ずるとともに、その旨を公報、ホームページ等で公表すべきである。

法第 9 条（法附則第 3 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定に基づく報告の内容の公表については、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成 7 年建設省令第 28 号。以下「規則」という。）第 22 条（規則附則第 3 条において準用する場合を含む。）の規定により、所管行政庁は、当該報告の内容をとりまとめた上で公表しなければならないが、当該公表後に耐震改修等により耐震性が確保された建築物については、公表内容にその旨を付記するなど、迅速に耐震改修等に取り組んだ建築物所有者が不利になることのないよう、営業上の競争環境等にも十分に配慮し、丁寧な運用を行うべきである。

また、所管行政庁は、報告された耐震診断の結果を踏まえ、当該耐震診断義務付け対象建築物の所有者に対して、法第 12 条第 1 項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努めるとともに、指導に従わない者に対しては同条第 2 項の規定に基づき必要な指示を行い、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公報、ホームページ等を通じて公表すべきである。

さらに、指導・助言、指示等を行ったにもかかわらず、当該耐震診断義務付け対象建築物の所有者が必要な対策をとらなかった場合には、所管行政庁は、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められる建築物（別添の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項（以下「技術指針事項」という。）第 1 第 1 号又は第 2 号の規定により構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性を評価した結果、地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高いと判断された建築物をいう。以下同じ。）については速やかに建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 10 条第 3 項の規定に基づく命令を、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物については、同条第 1 項の規定に基づく勧告や同条第 2 項の規定に基づく命令を行うべきである。

ロ 指示対象建築物

法第 15 条第 2 項に規定する特定既存耐震不適格建築物（以下「指示対象建築物」という。）については、所管行政庁は、その所有者に対して、所有する建築物が指示対象建築物である旨の周知を図るとともに、同条第 1 項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努め、指導に従

わない者に対しては同条第 2 項の規定に基づき必要な指示を行い、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公報、ホームページ等を通じて公表すべきである。

また、指導・助言、指示等を行ったにもかかわらず、当該指示対象建築物の所有者が必要な対策をとらなかった場合には、所管行政庁は、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められる建築物については速やかに建築基準法第 10 条第 3 項の規定に基づく命令を、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物については、同条第 1 項の規定に基づく勧告や同条第 2 項の規定に基づく命令を行うべきである。

ハ 指導・助言対象建築物

法第 14 条に規定する特定既存耐震不適格建築物（指示対象建築物を除く。）については、所管行政庁は、その所有者に対して、法第 15 条第 1 項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努めるべきである。また、法第 16 条第 1 項に規定する既存耐震不適格建築物についても、所管行政庁は、その所有者に対して、同条第 2 項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努めるべきである。

4 計画の認定等による耐震改修の促進

所管行政庁は、法第 17 条第 3 項の計画の認定、法第 22 条第 2 項の認定、法第 25 条第 2 項の認定について、適切かつ速やかな認定が行われるよう努めるべきである。国は、これらの認定について、所管行政庁による適切かつ速やかな認定が行われるよう、必要な助言、情報提供等を行うこととする。

5 所有者等の費用負担の軽減等

耐震診断及び耐震改修に要する費用は、建築物の状況や工事の内容により様々であるが、相当の費用を要することから、所有者等の費用負担の軽減を図ることが課題となっている。このため、地方公共団体は、所有者等に対する耐震診断及び耐震改修に係る助成制度等の整備や耐震改修促進税制の普及に努め、密集市街地や緊急輸送道路・避難路沿いの建築物の耐震化を促進するなど、重点的な取組を行うことが望ましい。特に、耐震診断義務付け対象建築物については早急な耐震診断の実施及び耐震改修の促進が求められることから、特に重点的な予算措置が講じられることが望ましい。国は、地方公共団体に対し、必要な助言、補助・交付金、税の優遇措置等の制度に係る情報提供等を行うこととする。

また、法第 32 条の規定に基づき指定された耐震改修支援センター（以下「センター」という。）が債務保証業務、情報提供業務等を行うこととしているが、国は、センターを指定した場合においては、センターの業務が適切に運用されるよう、センターに対して必要な指導等を行うとともに、都道府県に対し、必要な情報提供等を行うこととする。

さらに、所有者等が耐震改修工事を行う際に仮住居の確保が必要となる場合については、地方公共団体が、公共賃貸住宅の空家の紹介等に努めることが望ましい。

6 相談体制の整備及び情報提供の充実

近年、悪質なリフォーム工事詐欺による被害が社会問題となっており、住宅・建築物の所有者等が安心して耐震診断及び耐震改修を実施できる環境整備が重要な課題となっている。特に、「どの事業者に頼めばよいか」、「工事費用は適正か」、「工事内容は適切か」、「改修の効果はあるのか」等の不安に対応する必要がある。このため、国は、センター等と連携し、耐震診断及び耐震改修に関する相談窓口を設置するとともに、耐震診断及び耐震改修の実施が可能な建築士及び事業者

の一覧や、耐震改修工法の選択や耐震診断・耐震改修費用の判断の参考となる事例集を作成し、ホームページ等で公表を行い、併せて、地方公共団体に対し、必要な助言、情報提供等を行うこととする。また、全ての市町村は、耐震診断及び耐震改修に関する相談窓口を設置するよう努めるべきであるとともに、地方公共団体は、センター等と連携し、先進的な取組事例、耐震改修事例、一般的な工事費用、専門家・事業者情報、助成制度概要等について、情報提供の充実を図ることが望ましい。

7 専門家・事業者の育成及び技術開発

適切な耐震診断及び耐震改修が行われるためには、専門家・事業者が耐震診断及び耐震改修について必要な知識、技術等の更なる習得に努め、資質の向上を図ることが望ましい。国及び地方公共団体は、センター等の協力を得て、講習会や研修会の開催、受講者の登録・紹介制度の整備等に努めるものとする。特に、耐震診断義務付け対象建築物の耐震診断が円滑に行われるよう、国は、登録資格者講習（規則第 5 条に規定する登録資格者講習をいう。以下同じ。）の十分な頻度による実施、建築士による登録資格者講習の受講の促進のための情報提供の充実を図るものとする。

また、簡易な耐震改修工法の開発やコストダウン等が促進されるよう、国及び地方公共団体は、関係団体と連携を図り、耐震診断及び耐震改修に関する調査及び研究を実施することとする。

8 地域における取組の推進

地方公共団体は、地域に根ざした専門家・事業者の育成、町内会や学校等を単位とした地震防災対策への取組の推進、NPOとの連携や地域における取組に対する支援、地域ごとに関係団体等からなる協議会の設置等を行うことが考えられる。国は、地方公共団体に対し、必要な助言、情報提供等を行うこととする。

9 その他の地震時の安全対策

地方公共団体及び関係団体は、耐震改修と併せて、ブロック塀の倒壊防止、窓ガラス、天井、外壁等の非構造部材の脱落防止対策についての改善指導や、地震時のエレベーター内の閉じ込め防止対策、エスカレーターの脱落防止対策、給湯設備の転倒防止対策、配管等の設備の落下防止対策の実施に努めるべきであり、これらの対策に係る建築基準法令の規定に適合しない建築物で同法第 3 条第 2 項の適用を受けているものについては、改修の促進を図るべきである。また、南海トラフ沿いの巨大地震による長周期地震動に関する報告（平成 27 年 12 月）を踏まえて、長周期地震動対策を推進すべきである。国は、地方公共団体及び関係団体に対し、必要な助言、情報提供等を行うこととする。

二 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項

1 建築物の耐震化の現状

平成 25 年の統計調査に基づき、我が国の住宅については総数約 5,200 万戸のうち、約 900 万戸（約 18 パーセント）が耐震性が不十分であり、耐震化率は約 82 パーセントと推計されている。この推計では、耐震性が不十分な住宅は、平成 15 年の約 1,150 万戸から 10 年間で約 250 万戸減少しているが、大部分が建替えによるものであり、耐震改修によるものは 10 年間で約 55 万戸に過ぎないと推計されている。

また、法第 14 条第 1 号に掲げる建築物（以下「多数の者が利用する建築物」という。）については、約 42 万棟のうち、約 6 万棟（約 15 パーセント）が耐震性が不十分であり、耐震化率は約 85 パーセントと推計されている。

2 建築物の耐震診断及び耐震改修の目標の設定

南海トラフ地震防災対策推進基本計画、首都直下地震緊急対策推進基本計画及び住生活基本計画（平成 28 年 3 月閣議決定）における目標を踏まえ、住宅の耐震化率及び多数の者が利用する建築物の耐震化率について、平成 32 年までに少なくとも 95 パーセントにすることを目標とするとともに、平成 37 年までに耐震性が不十分な住宅を、同年を目途に耐震性が不十分な耐震診断義務付け対象建築物を、それぞれおおむね解消することを目標とする。耐震化率を 95 パーセントとするためには、平成 25 年から平成 32 年までの間に、少なくとも住宅の耐震化は約 650 万戸（うち耐震改修は約 130 万戸）とする必要があり、建替え促進を図るとともに、耐震改修のペースを約 3 倍にすることが必要である。また、多数の者が利用する建築物の耐震化は少なくとも約 4 万棟（うち耐震改修は約 3 万棟）とする必要があり、建替え促進を図るとともに、現在の耐震改修のペースを約 2 倍にすることが必要となる。

また、建築物の耐震化のためには、耐震診断の実施の促進を図ることが必要であり、平成 25 年から平成 32 年までの間に、耐震化率の目標達成のために必要な耐震改修の戸数又は棟数と同程度の耐震診断の実施が必要となると考えて、少なくとも住宅については約 130 万戸、多数の者が利用する建築物については約 3 万棟の耐震診断の実施を目標とすることとする。

特に、公共建築物については、各地方公共団体において、できる限り用途ごとに目標が設定されるよう、国土交通省は、関係省庁と連携を図り、必要な助言、情報提供を行うこととする。

三 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項

建築物の耐震診断及び耐震改修は、既存の建築物について、現行の耐震関係規定に適合しているかどうかを調査し、これに適合しない場合には、適合させるために必要な改修を行うことが基本である。しかしながら、既存の建築物については、耐震関係規定に適合していることを詳細に調査することや、適合しない部分を完全に適合させることが困難な場合がある。このような場合には、建築物の所有者等は、技術指針事項に基づいて耐震診断を行い、その結果に基づいて必要な耐震改修を行うべきである。

四 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項

建築物の所有者等が、地震防災対策を自らの問題、地域の問題として意識することができるよう、地方公共団体は、過去に発生した地震の被害と対策、発生のおそれがある地震の概要と地震による危険性の程度等を記載した地図（以下「地震防災マップ」という。）、建築物の耐震性能や免震等の技術情報、地域での取組の重要性等について、町内会等や各種メディアを活用して啓発及び知識の普及を図ることが考えられる。国は、地方公共団体に対し、必要な助言及び情報提供等を行うこととする。

また、地方公共団体が適切な情報提供を行うことができるよう、地方公共団体とセンターとの間で必要な情報の共有及び連携が図られることが望ましい。

五 都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項

1 都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項

イ 都道府県耐震改修促進計画の基本的な考え方

都道府県は、法第五条第一項の規定に基づく都道府県耐震改修促進計画（以下単に「都道府県耐震改修促進計画」という。）を、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成三十年政令第三百二十三号。以下「改正令」という。）の施行後できるだけ速やかに改

定すべきである。

都道府県耐震改修促進計画の改定に当たっては、道路部局、防災部局、衛生部局、観光部局、商工部局、教育委員会等とも連携するとともに、都道府県内の市町村の耐震化の目標や施策との整合を図るため、市町村と協議会を設置する等の取組を行いながら、市町村の区域を超える広域的な見地からの調整を図る必要がある施策等を中心に見直すことが考えられる。

また、都道府県耐震改修促進計画に基づく施策が効果的に実現できるよう、その改定に当たっては、法に基づく指導・助言、指示等を行う所管行政庁と十分な調整を行うべきである。

なお、都道府県は、耐震化の進捗状況や新たな施策の実施等にあわせて、適宜、都道府県耐震改修促進計画の見直しを行うことが望ましい。

ロ 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

都道府県耐震改修促進計画においては、二二の目標を踏まえ、各都道府県において想定される地震の規模、被害の状況、建築物の耐震化の現状等を勘案し、可能な限り建築物の用途ごとに目標を定めることが望ましい。なお、都道府県は、定めた目標について、一定期間ごとに検証するべきである。特に耐震診断義務付け対象建築物については、早急に耐震化を促進すべき建築物である。このため、都道府県耐震改修促進計画に法第五条第三項第一号及び第二号に定める事項を記載する場合においては早期に記載するとともに、二二の目標を踏まえ、耐震診断義務付け対象建築物の耐震化の目標を設定すべきである。また、耐震診断結果の報告を踏まえ、耐震化の状況を検証すべきである。

さらに、庁舎、病院、学校等の公共建築物については、関係部局と協力し、今後速やかに耐震診断を行い、その結果の公表に取り組むとともに、具体的な耐震化の目標を設定すべきである。加えて、重点化を図りながら着実な耐震化を推進するため、都道府県は、公共建築物に係る整備プログラム等を作成することが望ましい。

ハ 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

都道府県耐震改修促進計画においては、都道府県、市町村、建築物の所有者等との役割分担の考え方、実施する事業の方針等基本的な取組方針について定めるとともに、具体的な支援策の概要、安心して耐震改修等を行うことができるようにするための環境整備、地震時の総合的な安全対策に関する事業の概要等を定めることが望ましい。

法第 5 条第 3 項第 1 号の規定に基づき定めるべき公益上必要な建築物は、地震時における災害応急対策の拠点となる施設や避難所となる施設等であるが、例えば庁舎、病院、学校の体育館等の公共建築物のほか、病院、ホテル・旅館、福祉施設等の民間建築物のうち、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 2 条第 10 号に規定する地域防災計画や防災に関する計画等において、大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物として定められたものについても、積極的に定めることが考えられる。なお、公益上必要な建築物を定めようとするときは、法第 5 条第 4 項の規定に基づき、あらかじめ、当該建築物の所有者等の意見を勘案し、例えば特別積合せ貨物運送以外の一般貨物自動車運送事業の用に供する施設である建築物等であって、大規模な地震が発生した場合に公益上必要な建築物として実際に利用される見込みがないものまで定めることがないよう留意するべきである。

法第 5 条第 3 項第 2 号又は第 3 号の規定に基づき定めるべき道路は、沿道の建築物の倒壊によって緊急車両の通行や住民の避難の妨げになるおそれがある道路であるが、例えば緊急輸送道路、避難路、通学路等避難場所と連絡する道路その他密集市街地内の道路等を定めるこ

とが考えられる。特に緊急輸送道路のうち、市町村の区域を越えて、災害時の拠点施設を連絡する道路であり、災害時における多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の観点から重要な道路については、沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路として定めるべきである。

このうち、現に相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路、公園や学校等の重要な避難場所と連絡する道路その他の地域の防災上の観点から重要な道路については、同項第二号の規定に基づき早期に通行障害建築物の耐震診断を行わせ、耐震化を図ることが必要な道路として定めることが考えられる。

改正令の施行の際、現に同号の規定に基づき通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。以下同じ。）に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項が都道府県耐震改修促進計画に記載されている場合においては、必要に応じて、当該都道府県耐震改修促進計画を速やかに改定し、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成七年政令第四百二十九号）第四条第二号に規定する組積造の塀に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項を別に記載すべきである。ただし、やむを得ない事情により当該都道府県耐震改修促進計画を速やかに改定することが困難な場合においては、改正令の施行の際現に法第五条第三項第二号の規定に基づき当該都道府県耐震改修促進計画に記載されている通行障害既存耐震不適格建築物に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項は、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令第四条第一号に規定する建築物に係るものであるとみなす。また、同条第二号に規定する組積造の塀については、規則第四条の二の規定により、地域の実情に応じて、都道府県知事が耐震診断義務付け対象建築物となる塀の長さ等を規則で定めることができることに留意すべきである。

さらに、同項第四号の規定に基づく特定優良賃貸住宅に関する事項は、法第二十八条の特例の適用の考え方等について定めることが望ましい。

加えて、同項第 5 号の規定に基づく独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社（以下「機構等」という。）による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項は、機構等が耐震診断及び耐震改修を行う地域、建築物の種類等について定めることが考えられる。なお、独立行政法人都市再生機構による耐震診断及び耐震改修の業務及び地域は、原則として都市再生に資するものに限定するとともに、地域における民間事業者による業務を補完して行うよう留意する。

ニ 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

都道府県耐震改修促進計画においては、個々の建築物の所在地を識別可能とする程度に詳細な地震防災マップの作成について盛り込むとともに、相談窓口の設置、パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催、耐震診断及び耐震改修に係る情報提供等、啓発及び知識の普及に係る事業について定めることが望ましい。特に、地震防災マップの作成及び相談窓口の設置は、都道府県内の全ての市町村において措置されるよう努めるべきである。

また、地域における地震時の危険箇所の点検等を通じて、住宅・建築物の耐震化のための啓発活動や危険なブロック塀の改修・撤去等の取組を行うことが効果的であり、必要に応じ、市町村との役割分担のもと、町内会や学校等との連携策についても定めることが考えられる。

ホ 建築基準法による勧告又は命令等の実施

法に基づく指導・助言、指示、命令等について、所管行政庁は、優先的に実施すべき建築物

の選定及び対応方針、公表の方法等について定めることが望ましい。

また、所管行政庁は、法第 12 条第 3 項（法附則第 3 条第 3 項において準用する場合を含む。）又は法第 15 条第 3 項の規定による公表を行ったにもかかわらず、建築物の所有者が耐震改修を行わない場合には、建築基準法第 10 条第 1 項の規定による勧告、同条第 2 項又は第 3 項の規定による命令等を実施すべきであり、その実施の考え方、方法等について定めることが望ましい。

2 市町村耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項

イ 市町村耐震改修促進計画の基本的な考え方

平成十七年三月に中央防災会議において決定された地震防災戦略において、東海地震及び東南海・南海地震の被害を受けるおそれのある地方公共団体については地域目標を定めることが要請され、その他の地域においても減災目標を策定することが必要とされている。こうしたことを踏まえ、法第六条第一項において、基礎自治体である市町村においても、都道府県耐震改修促進計画に基づき、市町村耐震改修促進計画を定めるよう努めるものとされたところであり、可能な限り全ての市町村において市町村耐震改修促進計画が策定されることが望ましい。また、改正令の施行前に市町村耐震改修促進計画を策定している市町村にあつては、当該市町村耐震改修促進計画を改正令の施行後できるだけ速やかに改定すべきである。

市町村耐震改修促進計画の策定及び改定に当たっては、道路部局、防災部局、衛生部局、観光部局、商工部局、教育委員会等とも連携するとともに、都道府県の耐震化の目標や施策との整合を図るため、都道府県と協議会を設置する等の取組を行いながら、より地域固有の状況に配慮して作成することが考えられる。

また、市町村耐震改修促進計画に基づく施策が効果的に実現できるよう、法に基づく指導、助言、指示等を行う所管行政庁と十分な調整を行うべきである。

なお、市町村は、耐震化の進捗状況や新たな施策の実施等にあわせて、適宜、市町村耐震改修促進計画の見直しを行うことが望ましい。

ロ 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

市町村耐震改修促進計画においては、都道府県耐震改修促進計画の目標を踏まえ、各市町村において想定される地震の規模、被害の状況、建築物の耐震化の現状等を勘案し、可能な限り建築物の用途ごとに目標を定めることが望ましい。なお、市町村は、定めた目標について、一定期間ごとに検証すべきである。

特に耐震診断義務付け対象建築物については、早急に耐震化を促進すべき建築物である。このため、市町村耐震改修促進計画に法第六条第三項第一号に定める事項を記載する場合においては早期に記載するとともに、二二の目標を踏まえ、耐震診断義務付け対象建築物の耐震化の目標を設定すべきである。また、耐震診断の結果の報告を踏まえ、耐震化の状況を検証すべきである。

さらに、庁舎、病院、学校等の公共建築物については、関係部局と協力し、今後速やかに耐震診断を行い、その結果の公表に取り組むとともに、具体的な耐震化の目標を設定すべきである。加えて、重点化を図りながら着実な耐震化を推進するため、市町村は、公共建築物に係る整備プログラム等を作成することが望ましい。

ハ 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

市町村耐震改修促進計画においては、都道府県、市町村、建築物の所有者等との役割分担の

考え方、実施する事業の方針等基本的な取組方針について定めるとともに、具体的な支援策の概要、安心して耐震改修等を行うことができるようにするための環境整備、地震時の総合的な安全対策に関する事業の概要等を定めることが望ましい。

法第 6 条第 3 項第 1 号又は第 2 号の規定に基づき定めるべき道路は、沿道の建築物の倒壊によって緊急車両の通行や住民の避難の妨げになるおそれがある道路であるが、例えば緊急輸送道路、避難路、通学路等避難場所と連絡する道路その他密集市街地内の道路等を定めることが考えられる。特に緊急輸送道路のうち、市町村の区域内において、災害時の拠点施設を連絡する道路であり、災害時における多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の観点から重要な道路については、沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路として定めるべきである。

このうち、現に相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路、公園や学校等の重要な避難場所と連絡する道路その他の地域の防災上の観点から重要な道路については、同項第一号の規定に基づき早期に沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路として定めることが考えられる。

改正令の施行の際、現に同号の規定に基づき通行障害既存耐震不適格建築物に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項が市町村耐震改修促進計画に記載されている場合においては、必要に応じて、当該市町村耐震改修促進計画を速やかに改定し、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令第四条第二号に規定する組積造の塀に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項を別に記載すべきである。ただし、やむを得ない事情により当該市町村耐震改修促進計画を速やかに改定することが困難な場合においては、改正令の施行の際現に法第六条第三項第一号の規定に基づき当該市町村耐震改修促進計画に記載されている通行障害既存耐震不適格建築物に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項は、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令第四条第一号に規定する建築物に係るものであるとみなす。また、同条第二号に規定する組積造の塀については、地域の実情に応じて、市町村長が耐震診断義務付け対象建築物となる塀の長さ等を規則で定めることができることに留意すべきである。

ニ 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

市町村耐震改修促進計画においては、個々の建築物の所在地を識別可能とする程度に詳細な地震防災マップの作成について盛り込むとともに、相談窓口の設置、パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催、耐震診断及び耐震改修に係る情報提供等、啓発及び知識の普及に係る事業について定めることが望ましい。特に、地震防災マップの作成及び相談窓口の設置は、全ての市町村において措置されるよう努めるべきである。

また、地域における地震時の危険箇所の点検等を通じて、住宅・建築物の耐震化のための啓発活動や危険なブロック塀の改修・撤去等の取組を行うことが効果的であり、必要に応じ、町内会や学校等との連携策についても定めることが考えられる。

ホ 建築基準法による勧告又は命令等の実施

法に基づく指導・助言、指示等について、所管行政庁である市町村は、優先的に実施すべき建築物の選定及び対応方針、公表の方法等について定めることが望ましい。

また、所管行政庁である市町村は、法第 12 条第 3 項（法附則第 3 条第 3 項において準用する場合を含む。）又は法第 15 条第 3 項の規定による公表を行ったにもかかわらず、建築物の所有者が耐震改修を行わない場合には、建築基準法第 10 条第 1 項の規定による勧告、

同条第 2 項又は第 3 項の規定による命令等を実施すべきであり、その実施の考え方、方法等について定めることが望ましい。

3 計画の認定等の周知

所管行政庁は、法第 17 条第 3 項の計画の認定、法第 22 条第 2 項の認定、法第 25 条第 2 項の認定について、建築物の所有者へ周知し、活用を促進することが望ましい。なお、法第 22 条第 2 項の認定制度の周知にあたっては、本制度の活用が任意であり、表示が付されていないことをもって、建築物が耐震性を有さないこととはならないことについて、建築物の利用者等の十分な理解が得られるよう留意するべきである。

附 則

- 1 この告示は、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 120 号）の施行の日（平成 18 年 1 月 26 日）から施行する。
- 2 平成 7 年建設省告示第 2089 号は、廃止する。
- 3 この告示の施行前に平成 7 年建設省告示第 2089 号第 1 ただし書の規定により、国土交通大臣が同告示第 1 の指針の一部又は全部と同等以上の効力を有すると認めた方法については、この告示の別添第 1 ただし書の規定により、国土交通大臣が同告示第 1 の指針の一部又は全部と同等以上の効力を有すると認めた方法とみなす。

附 則（平成 25 年 10 月 29 日国土交通省告示第 1055 号）

この告示は、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成 25 年 11 月 25 日）から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 25 日国土交通省告示第 529 号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成 30 年 12 月 21 日国土交通省告示第 1381 号）

この告示は、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の日（平成 31 年 1 月 1 日）から施行する。

4. 岡山県建築物耐震対策等基本方針の概要

岡山県建築物耐震対策等基本方針の概要

平成8年8月策定
平成16年5月一部改訂

1 建築物単体の耐震対策

個々の建築物の耐震化については、既存のもの及び今後建築されるものについて、次の考え方を基本とする。

建築物区分		既存のものなど（※1）	今後建築されるもの
防災拠点となる 公共建築物	1. 災害対策本部等を置くもの （具体例）庁舎、警察本部、警察署等	平成20年度末を目途に耐震診断を実施する。 必要に応じて改修計画を策定し、平成25年度を目途に改修工事を実施する。	地震に対する構造安全性を割増して設計する。 （1.25倍） ライフライン遮断時の自立機能を確保する。
	2. 避難施設等となるもの （具体例）公立学校、病院、体育館等	平成25年度末を目途に耐震診断を実施する。 必要に応じて速やかに改修計画の策定と改修工事を実施する。	地震に対する構造安全性を割増して設計する。 （1.1倍）
その他の 建築物	3. 不特定多数の者が利用するもの（※2） （具体例）百貨店、劇場、ホテル等	建築物の所有者から耐震診断等の計画を個別に聴取し、耐震診断と改修を指導する。	現行の耐震基準に基づき設計する。
	4. その他 （具体例）住宅等上記以外	耐震診断の重要性について、一般的な普及・啓発を実施する。	現行の耐震基準に基づき設計する。

※1 建築確認を昭和56年5月31日以前に受けて建築されたもの及びそれ以後のピロティ形式や壁、窓の配置が偏っているもの。

※2 3階以上かつ延べ面積2,000㎡以上のもの。

2 面的な建築物の耐震対策

老朽木造建築物密集地などの、面的な建築物の耐震対策について、考え方の基本を示す。

3 広域的な地震被害への耐震対策

地震発生直後の広域的な被害に速やかに対応して、二次災害を防止するための対策について、考え方の基本を示す。

4 建築物耐震化等に関する支援体制の整備

建築物の耐震化を円滑に推進するための技術者の支援体制の整備について、考え方の基本を示す。

5 建築物耐震化等に関する普及・啓発

建築物の耐震化に関する知識等の県民への普及・啓発について、考え方の基本を示す。

6 天井等二次部材に関する耐震対策

避難施設として指定され、また使用要請を受ける可能性の高い公共施設の二次部材の耐震対策を計画的に推進するため、二次部材に関するチェックリスト及び対策方法を定める。

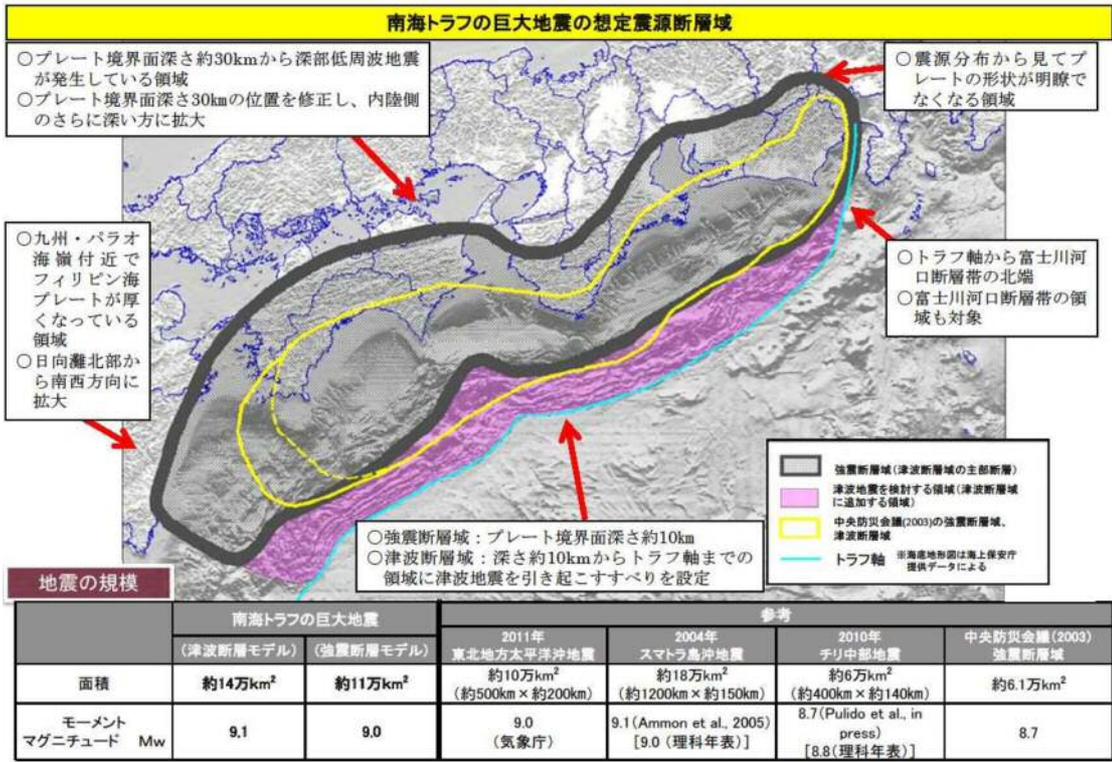
5. 国内で近年発生した主な地震（マグニチュード6以上）

発生年	地震名称もしくは発生地	マグニチュード	死傷者
平成 7.1	兵庫県南部地震 （阪神・淡路大震災）	7.3	死者約 6,400 人 負傷者約 4 万人
平成 8.8	秋田県内陸南部	6.1	負傷者 16 人
平成 9.3	鹿児島県薩摩地方	6.6	負傷者 37 人
平成 9.5	鹿児島県薩摩地方	6.4	負傷者 74 人
平成 9.6	山口県北部	6.6	負傷者 2 人
平成 10.5	石垣島南方沖	7.7	
平成 10.9	岩手県内陸北部	6.2	負傷者 9 人
平成 11.5	釧路支庁中南部	6.3	負傷者 2 人
平成 12.1	根室半島南東沖	7.0	負傷者 2 人
平成 12.6	千葉県東方沖	6.1	負傷者 1 人
平成 12.6	石川県西方沖	6.2	負傷者 3 人
平成 12.7	新島・神津島・三宅島近海	6.5	死者 1 人、負傷者 15 人
平成 12.10	鳥取県西部地震	7.3	負傷者 182 人
平成 13.3	芸予地震	6.7	死者 2 人、負傷者 288 人
平成 13.8	青森県東方沖	6.4	負傷者 1 人
平成 14.10	青森県東方沖	6.1	負傷者 2 人
平成 14.11	宮城県沖	6.3	負傷者 1 人
平成 15.5	宮城県沖	7.1	負傷者 174 人
平成 15.7	宮城県北部	6.4	負傷者 677 人
平成 15.9	十勝沖地震	8.0	死者 2 名、負傷者 849 人
平成 16.9	紀伊半島沖、東海道沖	7.4	負傷者 42 人
平成 16.10	新潟県中越地震	6.8	死者 68 人、負傷者 4,805 人
平成 16.11	釧路沖	7.1	負傷者 52 人
平成 16.12	釧路沖	6.9	負傷者 12 人
平成 16.12	留萌支庁南部	6.1	負傷者 8 人
平成 17.1	釧路沖	6.4	負傷者 1 人
平成 17.3	福岡県西方沖	7.0	死者 1 人、負傷者 1,087 人
平成 17.4	千葉県北東部	6.1	負傷者 1 人
平成 17.7	千葉県北西部	6.0	負傷者 38 人
平成 17.8	宮城県南部地震	7.2	負傷者 100 人
平成 17.10	茨城県沖	6.3	負傷者 2 人
平成 17.12	宮城県沖	6.1	負傷者 1 人
平成 18.6	大分県西部	6.2	負傷者 8 人
平成 19.3	能登半島地震	6.9	死者 1 人、負傷者 359 人
平成 19.7	新潟県中越沖地震	6.8	死者 15 人、負傷者 2,346 人
平成 20.5	茨城県沖	7.0	負傷者 6 人
平成 20.6	岩手県内陸南部	7.2	死者 17 人、負傷者 426 人
平成 20.7	岩手県沿岸北部	6.8	死者 1 人、負傷者 211 人
平成 21.8	駿河湾	6.5	死者 1 人、負傷者 319 人
平成 22.2	沖縄本島近海	7.2	負傷者 2 人
平成 22.3	福島県沖	6.7	負傷者 1 人
平成 23.3	三陸沖	7.3	負傷者 2 人 【平成 23 年 3 月 10 日現在】
平成 23.3	三陸沖（平成 23 年東北 地方太平洋沖地震） （東日本大震災）	9.0	死者 19,729 人、不明 2,559 人 負傷者 6,233 人 【令和 2 年 3 月 1 日現在】
平成 23.3	長野県・新潟県県境付近	6.7	死者 3 人、負傷者 57 人 【平成 29 年 3 月 31 日現在】

発生年	地震名称もしくは発生地	M _J マグニチュード	死傷者
平成 23.3	静岡県東部	6.4	負傷者 80 人 【平成 24 年 9 月 11 日現在】
平成 23.4	宮城県沖	7.2	死者 4 人、負傷者 296 人
平成 23.4	福島県浜通り	7.0	死者 4 人、負傷者 10 人
平成 23.4	福島県中通り	6.4	負傷者 1 人
平成 23.7	福島県沖	6.5	負傷者 11 人
平成 23.8	駿河湾	6.2	負傷者 13 人
平成 23.8	福島県沖	6.5	負傷者 2 人
平成 24.3	千葉県東方沖	6.1	死者 1 人、負傷者 1 人
平成 24.3	岩手県沖	6.6	負傷者 2 人
平成 24.12	三陸沖	7.3	死者 1 人、負傷者 15 人
平成 25.2	十勝地方南部	6.5	負傷者 14 人
平成 25.4	淡路島付近	6.3	負傷者 35 人
平成 25.4	三宅島近海	6.2	負傷者 1 人
平成 25.8	宮城県沖	6.0	負傷者 4 人
平成 25.10	福島県沖	7.1	負傷者 1 人 【平成 25 年 10 月 26 日現在】
平成 26.3	伊予灘	6.2	負傷者 21 人
平成 26.5	伊豆大島近海	6.0	負傷者 15 人
平成 26.7	福島県沖	7.0	負傷者 1 人
平成 26.11	長野県北部	6.7	負傷者 46 人 【平成 27 年 1 月 5 日現在】
平成 27.5	小笠原諸島西方沖	8.1	負傷者 8 人
平成 28.1	浦河沖	6.7	負傷者 2 人 【平成 29 年 2 月 21 日現在】
平成 28.4~	熊本県熊本地方など（平成 28 年(2016 年)熊本地震）	7.3	死者 273 人、負傷者 2,809 人 【平成 31 年 4 月 12 日現在】
平成 28.10	鳥取県中部	6.6	負傷者 32 人 【平成 30 年 3 月 22 日現在】
平成 28.11	福島県沖	7.4	負傷者 21 人 【平成 29 年 11 月 9 日現在】
平成 28.12	茨城県北部	6.3	負傷者 2 人 【平成 29 年 11 月 9 日現在】
平成 30.4	島根県西部	6.1	負傷者 9 人 【令和元年 8 月 20 日現在】
平成 30.6	大阪府北部	6.1	死者 6 人、負傷者 462 人 【令和元年 8 月 20 日現在】
平成 30.9	胆振地方中東部（平成 30 年北海道胆振東部地震）	6.7	死者 43 人、負傷者 782 人 【令和元年 8 月 20 日現在】
令和 1.5	日向灘	6.3	負傷者 2 人 【令和元年 5 月 17 日現在】
令和 1.6	山形県沖	6.7	負傷者 43 人 【令和 2 年 2 月 4 日現在】
令和 1.8	福島県沖	6.4	負傷者 1 人 【令和元年 8 月 13 日現在】
令和 2.6	千葉県東方沖	6.1	負傷者 2 人 【令和 2 年 7 月 2 日現在】
令和 3.2	福島県沖	7.3	死者 1 人、負傷者 186 人 【令和 3 年 2 月 25 日現在】

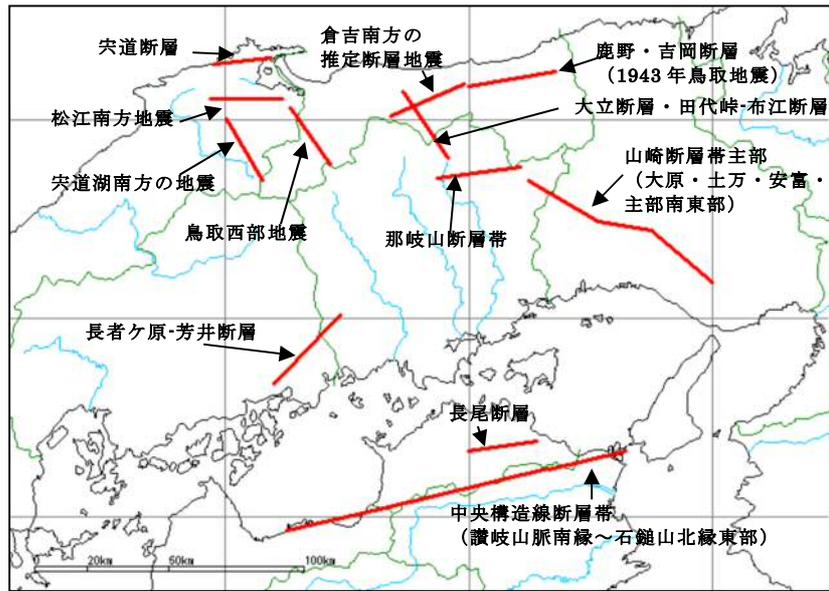
資料：「日本付近で発生した主な被害地震」（気象庁 HP） をもとに作成

6. 岡山市で想定される地震及びその被害



資料：「南海トラフ巨大地震対策について～南海トラフ巨大地震の地震像」（H25.5.28、中央防災会議、防災対策推進検討会議、南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ）

図 資 6-1 南海トラフ地震の震源域位置図



資料：「被害想定本編（地震動編）」（平成 25 年 7 月、岡山県）をもとに作成

図 資 6-2 断層型地震の断層面

表 資 6-1 各想定地震の岡山市における想定最大震度

地震名	南海トラフ	山崎断層帯主部	那岐山断層帯	中央構造線断層帯	長者ヶ原-芳井断層	倉吉南方の推定断層	大立・田代峠-布江断層	鳥取県西部地震
想定震度	6強	5強	5弱	6弱	6弱	4	5強	5弱

資料：岡山県地震・津波被害想定調査（平成 25 年 7 月、岡山県）、被害想定本編（被害想定結果編）（平成 26 年 5 月、岡山県）をもとに作成

表 資 6-2 各想定地震の岡山市への影響（人的被害）

地震名		南海トラフ	山崎断層帯主部	那岐山断層帯	中央構造線断層帯	長者ヶ原-芳井断層	倉吉南方の推定断層	大立・田代峠-布江断層	鳥取県西部地震
冬深夜	死者数	1,557	0	0	0	0	0	0	0
	建物倒壊	209	0	0	0	0	0	0	0
	負傷者数	6,132	119	0	79	65	0	6	0
	重傷者数	717	0	0	0	0	0	0	0
夏12時	死者数	1,130	0	0	0	0	0	0	0
	建物倒壊	112	0	0	0	0	0	0	0
	負傷者数	4,933	114	22	86	72	0	5	0
	重傷者数	749	9	9	7	6	0	1	0
冬18時	死者数	1,168	1	0	1	0	0	0	0
	建物倒壊	143	0	0	0	0	0	0	0
	負傷者数	5,158	142	49	107	90	0	8	0
	重傷者数	793	23	16	17	15	0	1	0

資料：岡山県地震・津波被害想定調査（平成 25 年 7 月、岡山県）、被害想定本編（被害想定結果編）（平成 26 年 5 月、岡山県）をもとに作成

表 資 6-3 各想定地震の岡山市への影響（建物被害）

地震名	南海トラフ	山崎断層帯主部	那岐山断層帯	中央構造線断層帯	長者ヶ原-芳井断層	倉吉南方の推定断層	大立・田代峠-布江断層	鳥取県西部地震
全壊	7,209	24	0	37	5	0	0	0
半壊	60,073	1,604	20	1,823	615	0	56	1

資料：岡山県地震・津波被害想定調査（平成 25 年 7 月、岡山県）、被害想定本編（被害想定結果編）（平成 26 年 5 月、岡山県）をもとに作成

7. 岡山県の耐震化率の目標（令和7年度末）

区 分		現状の 耐震化率 (令和元年度末)	目標の 耐震化率 (令和7年度末)
【住宅】			
		82%	95%
【特定建築物】※1			
≪多数の者が利用する建築物≫※2		89%	95%
(1)	災害対策本部及び現地对策本部を設置し、被災後応急活動や復旧活動の拠点となる建築物	76%	95% (代替施設の耐震化率100%※3)
(2)	被災時に、避難者及び傷病者の救援活動など救助活動の拠点となる建築物	95%	概ね解消
(3)	不特定多数の者が利用する建築物	86%	95%
(4)	その他の建築物	87%	95%
≪危険物の貯蔵または処理場の用途に供する建築物≫		78%	95%
【耐震診断義務付け対象建築物】			
≪耐震診断義務付け対象建築物≫		80%	概ね解消
【県が所有する建築物】（参考：県国土強靱化地域計画より）			
(1)	県庁舎、県民局及び地域事務所	68.4% (R2)	100% (R5)
(2)	警察本部庁舎及び県下の警察署	91% (R2)	95% (R7)

※1…県計画において、法第14条に定める特定既存耐震不適格建築物と用途・規模要件が同じ全ての建築物を「特定建築物」という。別表1参照

※2…多数の者が利用する建築物の区分は「岡山県建築物耐震対策等基本方針の概要」（資料4）の区分による。

※3…区分1の耐震化率の目標を95%に設定するとともに、災害時に代替施設となる建築物の耐震化率を100%にすることを目標にします。

（特定建築物の耐震化率の算定方法）

- ・公共建築物は各施設管理者から報告のあった実績値を採用し、また、民間建築物は国の推計方法に準じて算定した推計値を採用している。

資料：岡山県耐震改修促進計画（R3.3）をもとに作成

8. 現状の耐震化率の推計方法

◆ 住宅の耐震化率の算出

住宅の耐震化率は、前回改定時に引き続き住宅・土地統計調査結果に基づいて算出しており、国の推奨する最新の推計方法に準じて算出しました。

平成 30 年住宅・土地統計調査の構造別・建て方別の年代不詳の住宅を昭和 55 年以前と昭和 56 年以降に按分しました。そのうえで、昭和 55 年以前の住宅については、国の推計方法にのっとり、平成 20 年～平成 30 年の住宅・土地統計調査における平成 16 年以降に「耐震診断をした」割合のうち、「耐震性が確保されていた」割合を用いて、耐震性十分の割合を推計しています。

昭和 55 年以前の耐震性ありの住宅、昭和 56 年以降の住宅、平成 20 年、平成 25 年、平成 30 年の各調査で耐震工事をした総数の和を「耐震性を満たす戸数」としました。

上記によって算出した平成 30 年時点の住宅数をもとに、住宅総数の平成 20 年から平成 30 年の年間あたり増加数を勘案して令和 2 年の住宅総数を算出し、上記の算出方法により、令和 2 年の岡山市の住宅の耐震化率を推計しました。

表 資 8-1 岡山市の住宅の耐震化率の推計（令和 2 年）

	総数	総数		木造	非木造
		耐震性あり	耐震性なし		
昭和 55 年以前（戸）	63,000 100.0%	21,000 33.49%	42,000 66.51%	52,000 82.03%	11,000 17.97%
昭和 56 年以降（戸）	256,000 100.0%	256,000 100.0%	0 0.00%	—	—
総数（戸）	319,000	277,000 86.86%	42,000 13.14%		
	耐震性あり住戸	277,000			
	改修戸数	4,000			
	耐震性を満たす住戸	281,000			
	耐震化率	88.24%			

※ 「住宅・土地統計調査」（総務省）を用いて、国の算出方法に準じて集計

※ 四捨五入により、数値の合計が一致しない場合があります。

◆ 特定建築物の耐震化率の算出

促進法第 14 条第 1 号及び第 2 号に該当する特定建築物は、岡山市及び岡山県の「耐震化建築物台帳」をもとに、公共分は実績値、民間分は国の推計手法を用いて算出しました。

促進法第 14 条第 3 号の避難路については、「令和元年度 緊急輸送道路沿道における通行障害既存耐震不適格建築物調査業務委託」（岡山市、令和 2 年 2 月）及び市の最新の調査をもとに、避難路上とその他の緊急輸送道路上の通行障害既存耐震不適格建築物から算出しました。

9. 耐震化すべき住宅戸数の推計方法

令和7年までに耐震化すべき住宅戸数は、住宅・土地統計調査結果に基づき、岡山県の推計方法に準じて算出しました。

資料8で示した手法を用いて平成20年～平成30年の推計値をもとに算出した令和7年の住宅総数約333,000戸に耐震化の目標値95%を乗じて耐震化の目標戸数約316,000戸を算出しました。

令和7年の耐震化の目標戸数約316,000戸と、令和7年の耐震性を満たす住宅の推計値約306,000戸の差である約10,000戸が、令和7年までに耐震化が求められる住宅戸数となります。令和3年度以降、年間あたりでは約2,000戸の耐震化に取り組む必要があります。

表 資9-1 岡山市の住宅の耐震化率の将来推計

	H30	R1	R2	R7	増減 (R2～R7)			構成比		
					増減数	増減率	年あたり増減数	R2	R7	
S55以前の住戸(戸)	内訳									
	木造	56,000	54,000	52,000	40,000	▲12,000	-23.4%	▲2,000	82.1%	82.1%
	非木造	12,000	12,000	11,000	9,000	▲3,000	-23.4%	▲500	17.9%	17.9%
	合計	69,000	66,000	63,000	48,000	▲15,000	-23.4%	▲3,000	100.0%	100.0%
	耐震性									
あり	23,000	22,000	21,000	16,000	▲5,000	-23.4%	▲1,000	33.5%	33.5%	
なし	45,000	44,000	42,000	32,000	▲10,000	-23.4%	▲2,000	66.5%	66.5%	
S56以降の住戸(戸)	244,000	250,000	256,000	285,000	29,000	11.3%	6,000			
総数(戸)	313,000	316,000	319,000	333,000	14,000	4.5%	3,000			
	耐震性あり住戸	268,000	272,000	277,000	301,000	24,000	8.7%	5,000		
	改修戸数	4,000	4,000	4,000	5,000	1,000	22.9%	200		
	耐震性を満たす住戸	272,000	276,000	281,000	306,000	25,000	8.9%	5,000		
	耐震化率	86.78%	87.45%	88.24%	91.98%	3.74%				

	R7	備考
住宅総数	333,000	
うち、耐震性を満たす住戸計	306,000	a
目標値(住宅総数の割合:95%)	316,000	b
R7までに耐震化が求められる住宅戸数	10,000	c=b-a
年あたり(R3～R7の5年間)(戸)	2,000	c÷5

※ 「住宅・土地統計調査」(総務省)を用いて、岡山県の算出方法に準じて集計

※ 四捨五入により、数値の合計が一致しない場合があります。

10. 特定建築物の規模要件

表 資 10-1 促進法第 14 条第 2 号に規定された特定建築物の規模要件
(危険物の数量)

政令 第7条 第2条	危険物の種類		数量
第1号	火薬類	火薬	10トン
		爆薬	5トン
		工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管	50万個
		銃用雷管	500万個
		実包若しくは空包、信管若しくは火管又は電気導火線	5万個
		導爆線又は導火線	500キロメートル
		信号炎管若しくは信号火箭又は煙火	2トン
		その他火薬又は爆薬を使用した火工品	当該火工品の原料となる火薬又は爆薬の区分に応じ、それぞれ火薬・爆薬に定める数量
第2号	石油類	危険物の規制に関する政令別表第3の種別の欄に掲げる類、品名の欄に掲げる品名及び性質の欄に掲げる性状に応じ、それぞれ同表の指定数量の欄に定める数量の10倍の数量	
	消防法第2条第7項に規定する危険物（石油類を除く）		
第3号	危険物の規制に関する政令別表第4備考第6号に規定する可燃性個体類	30トン	
第4号	危険物の規制に関する政令別表第4備考第8号に規定する可燃性液体類	20立方メートル	
第5号	マッチ	300マッチトン※	
第6号	可燃性ガス（第7号、第8号に掲げるものを除く）	2万立方メートル	
第7号	圧縮ガス	20万立方メートル	
第8号	液化ガス	2,000トン	
第9号	毒物及び劇物取締法第2条第1項に規定する毒物（液体又は気体のものに限る）	20トン	
第10号	僕物及び劇物取締法第2条第2項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る）	200トン	

※マッチトンはマッチの計量単位。

1マッチトンは、並型マッチ（56×36×17mm）で、7,200個、約120kg。

1 1. 耐震化の促進を図るための支援策

岡山市が実施する事業は以下のとおりです。内容については、改正されることがありますので、各年度の初めにホームページや広報等によりご案内します。

表 資 11-1 岡山市の耐震診断、耐震改修の補助制度（令和3年3月時点）

木造住宅の耐震診断・耐震改修補助制度		次の要件をすべて満たす住宅 ①昭和56年5月31日以前に着工されたもの ②岡山市内に存するもの ③一戸建ての住宅（店舗等を併用する住宅にあっては、店舗等の用に供する部分の床面積が延べ床面積の2分の1未満のものに限ります。） ④地上階数が2階建て以下のもの ⑤構造が木造であるもの ※耐震改修、部分耐震改修、耐震シェルター等の補助の対象住宅には、上記に加え、さらに条件があります。詳しくは岡山市ホームページをご確認ください。	
補助の対象		補助額等	備考
1. 耐震診断・補強計画		60,000円補助 （自己負担額 11,200円）	※部分耐震改修工事に係る補強計画は対象外
		68,000円補助 （自己負担額 12,300円）	※延べ床面積が200㎡を超える住宅の場合
2. 耐震改修等	(1)耐震改修 （全体改修）	最大80万円補助 （耐震改修費用の1/2）	※設計やリフォームの費用は含まない
	(2)部分耐震改修	最大20万円補助 （部分耐震改修費用の1/2）	※1階の1室のみの耐震改修 ※高齢者等は最大40万円
	(3)耐震シェルター設置	最大10万円補助 （設置費用の1/2）	※高齢者等は最大20万円
	(4)防災ベッド設置	最大5万円補助 （設置費用の1/2）	※高齢者等は最大10万円
建築物耐震診断等補助制度		次の要件をすべて満たす建物 ①昭和56年5月31日以前に着工されたもの ②岡山市内に存するもの ③年度内に補助事業が完了するもの	
補助の対象		補助額等	備考
1. 戸建て住宅		8万8千円補助（上限） （補助率 2/3）	※木造3階建て、鉄骨造、鉄筋コンクリート造等の戸建て住宅
2. 指示対象建築物		300万円補助（上限） （補助率 2/3）	—
3. その他の建築物		150万円補助（上限） （補助率 2/3）	※要緊急安全確認大規模建築物、要安全確認計画記載建築物は除く

要安全確認計画記載建築物の耐震化補助制度	次の要件をすべて満たす建物 ①促進法第7条第二号または第三号に規定する要安全確認計画記載建築物に該当する建築物のうち、対象となるもの。 ②昭和56年5月31日以前に着手されたもの。 ③岡山市内に存するもの。 ④年度内に補助事業が完了するもの。	
補助の対象	補助額等	備考
1. 耐震診断	全額	※ただし、(1)～(4)の合計額を上限とする。 (1)延面積が1,000㎡以内の部分3,670円/㎡ (2)延床面積が1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分1,570円/㎡ (3)延床面積が2,000㎡を超える部分1,050円/㎡ (4)通常の耐震診断に要する費用以外の費用を要する場合は157万円限度加算
2. 補強設計	350万円補助(上限) (補助率2/3)	
3. 耐震改修又は除却	2,000万円補助(上限) (補助率2/3)	※ただし、住宅(マンションを除く)34,100円/㎡、マンション50,200円/㎡、その他51,200円/㎡を限度とする。
要緊急安全確認大規模建築物の耐震化補助制度	次の要件をすべて満たす建物 ①建築物の耐震改修の促進に関する法律第3条に規定する要緊急安全確認大規模建築物に該当する建築物(ただし、補強設計・耐震改修については、「学校」、「病院、診療所」、「老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホーム、その他これらに類するもの」、「幼稚園、保育園」、「危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物」は対象外となります。 ②昭和56年5月31日以前に着工されたもの ③岡山市内に存するもの ④年度内に補助事業が完了するもの	
補助の対象	補助額等	備考
1. 補強設計	500万円補助(上限) (補助率2/3)	—
2. 耐震改修	4,800万円補助(上限) (補助率23%)	※補強設計で補助を受けた場合は、圃場設計の補助額を上限額から除くこととなります。
ブロック塀等撤去補助制度	次の要件をすべて満たすブロック塀等 ①岡山市内に存するもの ②避難道路に面しているもの(ブロック塀等単体も含む) ③道路面からの高さ(A)が1m以上のもの ④道路境界線からの距離(B)が高さ(A)以下のもの ⑤危険なブロック塀等であるもの	
補助の対象	補助額等	備考
1. ブロック塀等撤去	15万円補助(上限) (右記(1)(2)のいずれか少ない金額の2/3)	(1)対象となるブロック塀等の撤去に要する費用(工事見積額) (2)対象となるブロック塀などの長さに1mあたり9000円を乗じた額

表 資 11-2 融資制度の概要

対 象	主 な 要 件 等
個人向け	住宅金融支援機構：リフォーム融資（耐震改修工事） ・融資限度額：1,500万円（住宅部分の工事費が上限） ・金 利：（例：団体信用生命保険に加入しない場合） 返済期間 10 年以下：0.45%、11 年以上：0.71%※ ・保 証 人：不要 高齢者向け返済特例を利用する場合 融資限度額：1,500万円（住宅部分の工事費が上限） もしくは保証機関が保証する限度額 金 利：0.85%※ 保 証 人：保証機関による保証 その他の要件は、住宅金融支援機構ホームページを参照 https://www.jhf.go.jp/loan/yushi/info/reform/index.html
マンション管理組合向け	住宅金融支援機構：マンション共用部分リフォーム融資 ・融資限度額：耐震改修工事を伴う場合は 500 万円（共用部分の工事費が上限） ・金 利：（例：耐震改修工事を伴う場合） 返済期間 10 年以内：0.42%、11～20 年：0.68%※ ・保 証 人：（公財）マンション管理センターの保証を受けられる その他の要件は、住宅金融支援機構ホームページを参照 https://www.jhf.go.jp/loan/yushi/info/mansionreform/index.html

※ 令和 3 年 2 月現在の概要及び金利であり、今後変更される場合があります。

表 資 11-3 耐震改修促進税制の概要（租税特別措置法等によります）

対 象	主 な 要 件 等	
住 宅	所 得 税	令和 3 年 12 月 31 日までにを行った耐震改修工事に係る標準的な工事費用相当額の 10%相当額（上限 25 万円）を所得税から控除
	固 資 産 定 税	令和 4 年 3 月 31 日までに耐震改修工事をを行った住宅の固定資産税額（120 m ² 相当部分まで）を 1 年間 1/2 に減額（特に、通行障害既存耐震不適格建築物である住宅の耐震改修は 2 年間 1/2 に減額）
建築物	固 資 産 定 税	促進法により耐震診断が義務付けられる建築物で耐震診断結果が報告されたものについて、平成 26 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間に政府の補助（耐震対策緊急促進事業）を受けて耐震改修工事をを行った場合、固定資産税額を 2 年間 1/2 に減額（耐震改修工事費の 2.5%が限度）

○住宅ローン減税

主 な 要 件 等	
所 得 税	10 年間、ローン残高の 1%を所得税額から控除（現行の耐震基準に適合させるための工事で、100 万円以上の工事が対象）

※ 令和 2 年度の概要であり、今後変更される場合があります。

出典：国土交通省 建築物の耐震改修の促進に関する法律等の改正概要（平成 25 年 11 月施行及び平成 31 年 1 月施行）<https://www.mlit.go.jp/common/001350399.pdf>

12. 岡山県 緊急輸送道路及び啓開ルートの一覧図

○緊急輸送道路ネットワーク計画等策定要領

緊急輸送道路ネットワーク計画等策定要領

1. 目的

「緊急輸送を確保するため必要な道路」（緊急輸送道路）は、地震直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に実施するために必要な道路であり、道路の耐震性が確保されているとともに、地震時にネットワークとして機能することが重要である。

このため、緊急輸送道路ネットワーク計画を策定し、緊急輸送道路の整備を計画的に推進していくものとする。

緊急輸送道路の計画の策定にあたっては、緊急輸送道路相互及び連絡する指定拠点と連携を図り計画する必要があることから、協議会を設けて作成することとする。

なお、本計画は、災害対策基本法に基づく地域防災計画、防災業務計画、また、地震防災対策特別措置法（H7.7.14 制定）に基づく地震防災緊急事業五箇年計画策定のための基礎資料として位置付けられるものである。

2. 定義

(1) 緊急輸送道路

高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路並びにこれらの道路と都道府県知事が指定するもの（以下「指定拠点」という）（地方公共団体等の庁舎等の所在地、救援物資等の備蓄地点等及び広域避難地）とを連絡し、又は指定拠点を相互に連絡する道路をいう。

(2) 緊急輸送

災害発生時における人命の安全、被害拡大防止、災害応急対策の円滑な実施を図るための救助・救急・医療・消火活動及び避難者への緊急物資の供給等に必要となる人員及び物資等の輸送をいう。

(3) 災害応急対策

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に災害の発生を防御し、又は応急的救助を行なう等災害の拡大を防止するために行なう情報の収集及び伝達、施設及び設備の応急復旧、被災者の救難、救助その他保護、消防、水防その他の応急措置及び緊急輸送の確保等をいう。

(4) 指定拠点

地震防災対策特別措置法第三条第1項五号の「緊急輸送を確保するため必要な道路」の建設大臣の定める基準でいう都道府県知事が指定する防災拠点をいう。

3. 策定主体

計画の策定は、建設省地方建設局、都道府県、関係公団等の道路管理者及び都道府県防災担当部局、警察、自衛隊、港湾管理者等からなる協議会（事務局：建設省地方建設局及び都道府県土木部）で行なうこととする。計画策定にあたっては、必要に応じて学識者その他有識者の意見を聞いてもよい。

4. 緊急輸送道路ネットワーク計画等の内容

(1) 策定対象地域

各都道府県及び政令指定都市単位で策定し、対象地域は都道府県等の全域とする。都道府県等の境界については、両者の計画が整合するよう各協議会間で十分調整を図ること。

(2) 対象道路

既設道路及び今後概ね5ヶ年以内に供用予定の道路を対象とすることを基本とする。河川管理用通路、臨港道路等、道路法上の道路以外の道路についても必要に応じ計画に含めること。

(3) ネットワーク計画

ネットワーク計画は、「地震防災対策特別措置法第三条第1項に基づく主務大臣の定める基準」（以下「基準」という。）に準じて定めること。

防災拠点は、基準に基づく指定拠点に準じて設定するが、地震防災対策上重要と考えられる施設等があれば必要に応じて設定してもよい。（特に、道の駅、駅前広場等、震災時に地域防災拠点として活用が可能な道路空間について検討すること）

また、拠点特性に応じた防災拠点の整理を行なう。（参考別紙-2）

(4) 緊急輸送道路ネットワーク管理計画

効率的な関係機関との情報の伝達方法等、震後速やかに緊急輸送の交通を確保するために必要な事項を定めること。（道路防災情報ネットワーク、道路啓開、応援・連絡体制等）

5. ネットワーク計画の留意点

(1) 対象地域の自然条件、産業・経済、都市構造等の地域特性をふまえるとともに、防災拠点等を効率的に連絡し、緊急輸送道路として有効なネットワークとすること。

(2) ネットワークは震後の利用特性により、以下の3つに区分すること。

① 第1次緊急輸送道路ネットワーク

県庁所在地、地方中心都市及び重要港湾、空港等を連絡する道路

② 第2次緊急輸送道路ネットワーク

第1次緊急輸送道路と市区町村役場、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、主要駅、港湾、ヘリポート、災害医療拠点、自衛隊等）を連絡する道路

③ 第3次緊急輸送道路ネットワーク

その他の道路

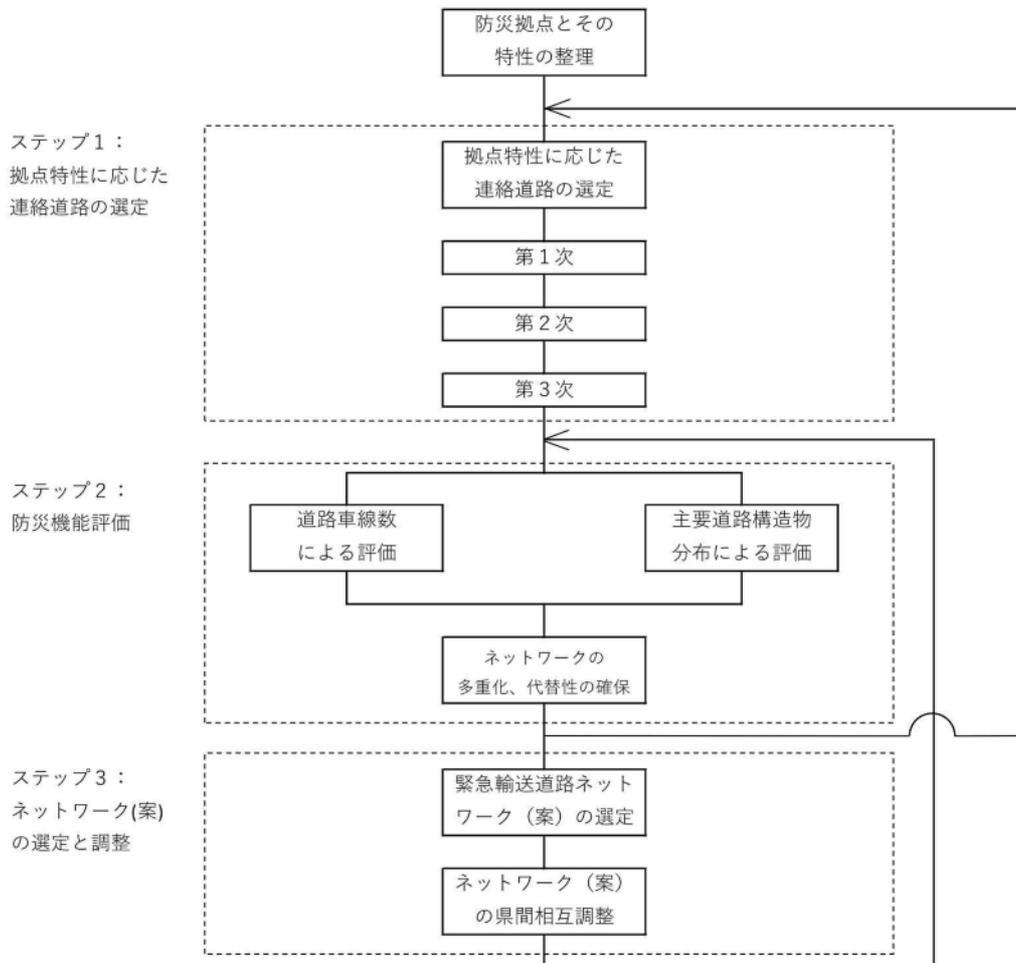
(3) 第1次、第2次緊急輸送道路ネットワークにおいては、多重化、代替性（迂回路や他の交通機関）を確保するよう努めること。脆弱区間（規制区間、狹隘区間、防災対策の要対策箇所等）については、特に考慮すること。

(4) ネットワーク計画の策定にあたっては、「ネットワークの検討手順（例）」（別添-1）を参考にすること。

6. その他

社会情勢その他の変化に応じてネットワーク計画は適宜見直しを行なうこと。

ネットワークの検討手順（例）



ステップ 1：拠点特性に応じた連絡道路の選定

- ・各防災拠点（指定拠点やそれに準ずる拠点）及び道路とを連絡する道路を選定する。
- ・震後の緊急輸送の確保のため、県庁や地方生活圏の中心都市等を連絡する第1次緊急輸送道路、第1次と市区町村役場、主要防災拠点とを連絡する第2次緊急輸送道路、その他の防災や輸送のための拠点との連絡を図る第3次緊急輸送道路の各区分によるネットワークを検討する。

ステップ 2：防災機能評価

- ・道路網の防災性の評価は、今後実施される震災防災点検に基づく「道路ネットワークの耐震性診断」により行なわれるものであるが、ここでは、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、道路交通への支障の要因ともなった市街地での沿道施設倒壊や長大橋や大規模トンネル等について概括的に把握する。
- ・評価の考え方
 - ⇒第1次、第2次の緊急輸送道路においては、原則として、2車線以上及び多重化、代替性を確保する。
 - ⇒D I D地区における2車線以下の道路については、特に配慮する必要がある。
 - ⇒長大橋や大規模トンネル等については、必要に応じ多重化、代替性を確保する。

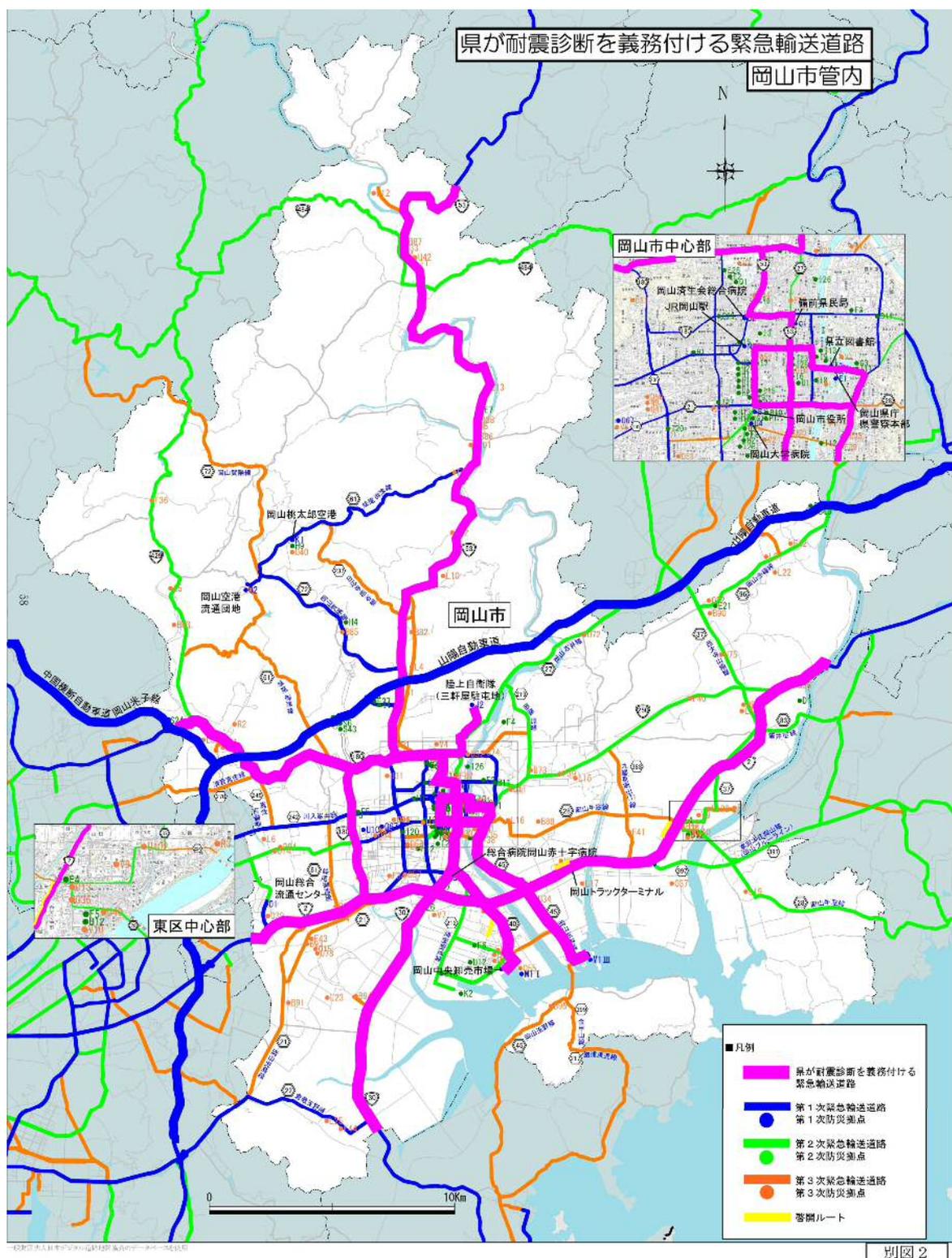
ステップ 3：ネットワーク（案）の選定と調整

- ・ステップ1からステップ2までの検討結果を緊急輸送道路ネットワーク（案）としてとりまとめる。また、ネットワーク（案）における広域及び県際道路のネットワークについては、各県相互の調整を図る。

緊急輸送道路ネットワーク計画等の事項及び内容（案）

事 項	内 容
<p>I. はじめに</p> <p>1. 計画策定の主旨</p> <p>II. 地域特性と課題の把握</p> <p>1. 自然条件と災害特性</p> <p>2. 社会経済と地域構造</p> <p>3. 道路・交通状況</p> <p>III. 緊急輸送道路ネットワーク計画等の策定</p> <p>1. 防災拠点の整理検討</p> <p>2. ネットワーク計画等</p> <p>3. 緊急輸送道路ネットワーク管理計画</p> <p>(参考) 地域防災計画の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各都道府県を対象とした地域における緊急輸送道路ネットワーク計画等の策定主旨を整理 ・対象地域の自然条件（河川、山地部の分布や積雪地域等）や主な災害（豪雨、豪雪等）の履歴を整理 ・地質、地盤等の概況及び主要地震発生地（必要により主要な活断層も含む）と地震、津波の履歴を整理 ・市町村別の人口分布及び市町村別人口集積指標から人口等の集積状況や土地利用による地域構造を整理 ・緊急輸送道路の前提となる生活圏等の地域区分を整理するとともに地域の課題を整理 ・対象道路について現況及び計画道路を含め道路種別ごとに整理 ・対象道路の緊急輸送道路ネットワーク形成において、防災面からの考慮が必要な道路の大規模な構造物の概況を整理 ・防災拠点（指定拠点等）の現況に加え、それらに準ずる拠点等について必要に応じ整理 ・道路施設を利用した道路防災拠点（道の駅、インターチェンジ、サービスエリア等）について必要に応じ整理 ・緊急輸送道路種類別の延長（現況/計画）、路線数及び主要防災拠点等を示した計画内容とネットワーク計画図を作成 ・効率的な関係機関との情報の伝達方法等、震後速やかに緊急輸送の交通を確保するために必要な事項（道路防災情報ネットワーク、道路啓開、応援・連絡体制等）についてその方針を整理するとともに、道路防災情報に係わる計画内容とネットワーク計画図を作成 ・既定または策定中の『地域防災計画』（最新修正）の概要と緊急輸送道路に係わる資料（位置付け、内容等）を整理

出典：緊急輸送道路ネットワーク計画策定要領



別図 2

出典：岡山県『県が耐震診断を義務付ける緊急輸送道路 岡山市管内』

図 資 12-1 岡山市内の緊急輸送道路と啓開ルート（岡山市管内）

○岡山市内の啓開ルート（緊急輸送道路を除く）

路線名	起点	～	～	終点
市道西大寺中野 102 号線	岡山市東区金岡西町 206	～	～	岡山市東区西大寺中野 777-1
市道福浜町築港栄町線	洲崎交差点	～	～	岡山市南区福成 2 丁目 21-22
市道倉田倉益 3 号線	岡山市中区倉田 433-3	～	～	トラックターミナル西交差点

13. ブロック塀等の安全対策が必要な避難路

第2章2.(2)に記載するブロック塀等の安全対策が必要な避難路として、以下の経路を指定します。

- 岡山県緊急輸送道路ネットワーク計画策定協議会で定める緊急輸送道路の内、市内に存する経路
- 市教育委員会へ報告された各小中学校の通学路
- 市が別に定める、住宅や事業所等から避難所や避難地等へ至る経路



岡山市 都市整備局 住宅・建築部
建築指導課 建築安全推進係